

(案)

第三期いずみおおつ 子ども未来プラン

令和6年10月現在

泉大津市

目次

第1章	計画策定に当たって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画期間	3
4.	策定の方法	4
5.	法制度等の状況	7
第2章	本市の現状と課題	10
1.	人口の推移と推計	10
2.	婚姻の状況	14
3.	出産後の女性の就業状況	16
4.	ひとり親世帯の状況	16
5.	幼稚園・保育所・認定こども園の利用者数	17
6.	小中学校の児童・生徒数	19
7.	仲よし学級の状況	19
8.	アンケート等による市民ニーズ	20
9.	課題の整理	28
第3章	基本理念・施策体系	30
1.	基本理念	30
2.	基本目標・主要施策	31
3.	施策体系	33
第4章	こども施策の総合的な展開	34
基本目標1	こどもが健やかに成長する社会を目指します	34
主要施策1	こども・若者の権利の保障	34
主要施策2	寄り添う相談支援の推進	36
主要施策3	豊かな心を育む教育・保育の推進	38
主要施策4	成育過程を通じた健康づくりの推進	40
主要施策5	生きる力を育む食育の推進	43
主要施策6	こども・若者育成支援の推進	45

基本目標 2	すべての子育て家庭を応援します	47
主要施策 7	多様な支援制度・サービスによる子育ての応援	47
主要施策 8	障がいのある子どもへの支援の充実	49
主要施策 9	ひとり親家庭支援の推進	51
主要施策 10	子どもの貧困対策の推進	54
主要施策 11	日本語のサポートが必要な子どもと家庭への支援	56
基本目標 3	安心して子育てができる環境をつくれます	57
主要施策 12	子育てしやすいまちづくり	57
主要施策 13	子育てにやさしい生活環境づくり	59
第 5 章	子ども・子育て支援の目標値	61
1.	就学前教育・保育施設の利用量の見込みと確保方策	61
2.	地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策	64
第 6 章	計画の推進体制	75
1.	子ども・子育て会議の開催	75
2.	庁内体制の整備	75
3.	地域における取り組みや活動の連携	75
4.	P D C A サイクルによる検証	75



第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

泉大津市では、次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援する「次世代育成支援行動計画」を10か年推進したのち、子ども・子育て支援法の制定を受け、平成27年度から、次世代育成支援の内容も包含した「子ども・子育て支援事業計画」（いずみおおつ 子ども未来プラン）を推進し、令和6年度に「第2期子ども・子育て支援事業計画」（第二期いずみおおつ 子ども未来プラン）が終了する予定です。

「幼児教育・保育の無償化」（令和元年10月～）など、全国統一の取組に加え、幼児期から足指の強化を通じて健康づくりを行う「あしゆびプロジェクト」（平成30年度～）、出産予定月まで毎月10kgの「金芽米（きんめまい）」を贈呈する「マタニティ応援プロジェクト」（令和5年度～）など、本市独自の取組を行い、子ども・子育て家庭を応援しています。

令和5年4月に、こども基本法が施行され、同12月に「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。これは、待機児童の発生から児童虐待まで、様々なこどもをめぐる社会問題がある中で、こどもの生活や権利を一番に考えた「こどもまんなか社会」づくりを進めていこうとするもので、「自治体こども計画」の策定が努力義務となりました。

本市においては、既存の計画において、すでに「こどもが主人公（チルドレン・ファースト）」を基本に据えてきましたが、この法制度改革に沿って、「こども計画」としての位置づけのもと、令和7年度からの「第三期いずみおおつ 子ども未来プラン」（以下、本計画という。）を策定します。

※「こども」の漢字の使い分けについて

「こども」「子ども」「子供」の言葉は、法令での用法に沿って記載し、準拠する法令がないケースでは、「こども」と記載します。

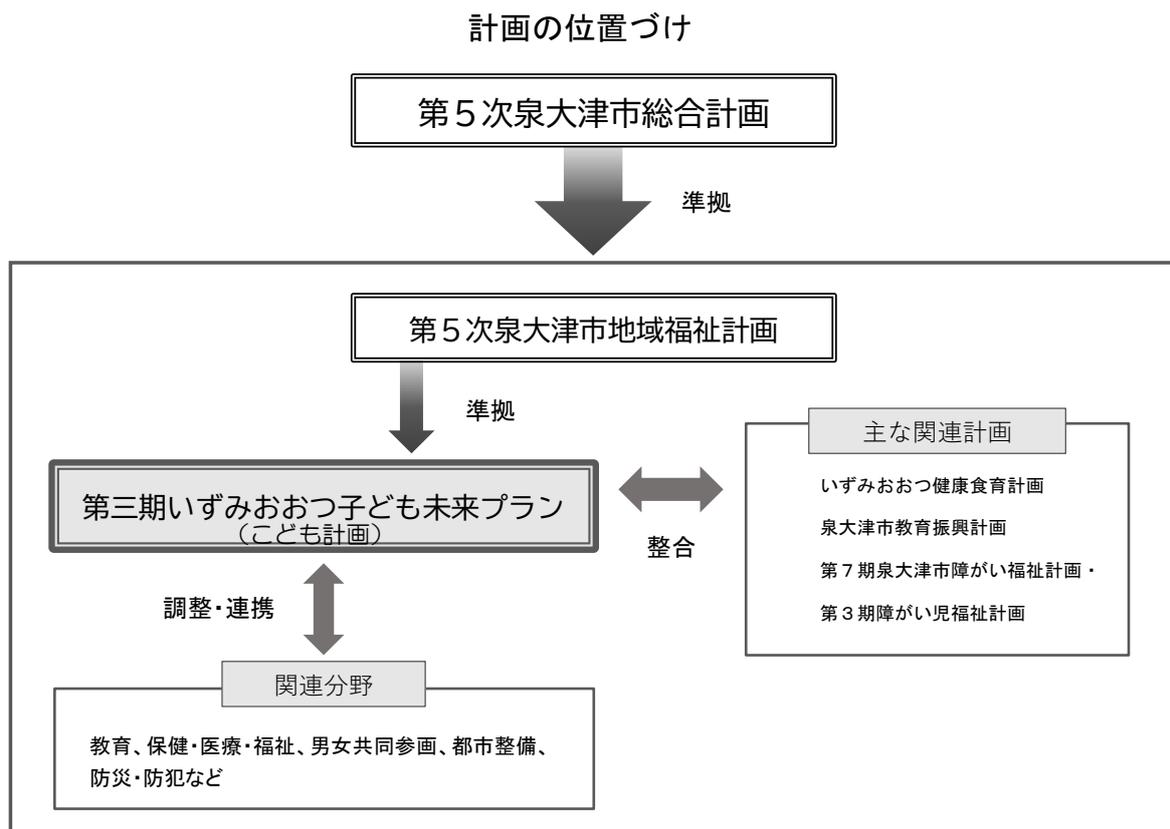


2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」で、国の「こども大綱」を勘案し、以下の6計画と一体的に策定します。

- ・子ども・子育て支援事業計画（第3期）
- ・次世代育成支援対策地域行動計画（第5期）
- ・母子保健を含む成育医療等に関する計画
- ・ひとり親家庭自立促進計画（第5期）
- ・こどもの貧困対策計画（第2期）
- ・子ども・若者育成支援計画

なお、学校教育分野については、教育基本法に基づく「教育振興基本計画」を別途、策定・推進しています。





3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても「子ども・子育て会議」などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

計画期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第二期いずみおおつ子ども未来プラン					第三期いずみおおつ子ども未来プラン				



4. 策定の方法

本計画の策定にあたっては、これまでも実施してきた子育て中の保護者へのアンケート調査により、市民ニーズの把握に努めるとともに、小中学生本人へのアンケート・インタビュー調査、高校生世代から24歳までの若者へのアンケート調査を行い、こども・若者自身の意見の反映に努めました。

また、関係機関・団体の代表などで構成される「泉大津市子ども・子育て会議」で協議・検討を行うとともに、計画案をホームページなどで公表し、意見募集を行うパブリックコメントを行い、市民の意見の反映に努めました。

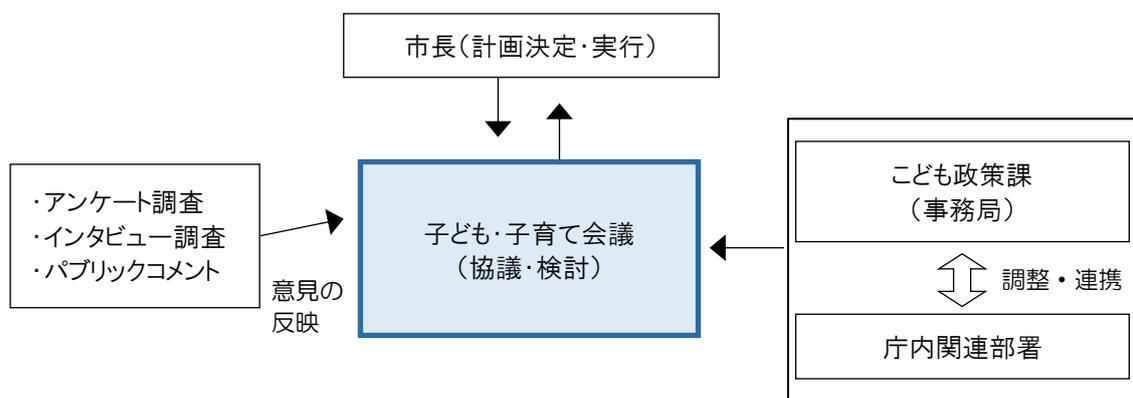
(1) 「子ども・子育て会議」の開催

「泉大津市子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援法、泉大津市子ども・子育て支援条例に基づく合議制の附属機関です。本市では、平成25年から、子ども・子育て支援事業計画の策定・推進に関することなどを継続的に協議・検討してきました。

こども基本法では、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができ（第13条第3項）、既存の協議体を活用することも可能（こども家庭庁ガイドライン）とされていることから、本市では、「泉大津市子ども・子育て会議」において、「こども計画」の策定・推進の協議を行うこととしました。

令和5年12月から7年3月にかけて計●回の会議を開催し、計画案の協議・検討を進めました。

「子ども・子育て会議」を中心とした協議・検討の体制





(2) アンケート調査の実施

計画策定に必要な基礎資料を得るため、5種のアンケート調査を実施しました。5種のうち、「就学前児童の保護者」、「小学生児童の保護者」のアンケートは、家庭での子育ての状況や保育所等の利用状況や意向、子育て支援サービスの利用状況や意向などをたずね、事業見込量検討の参考にすることを主目的として、令和6年1～2月に実施しました。

また、「小学4～6年生児童」、「中学生生徒」、「高校生世代～24歳の若者」は、家庭の状況や生活習慣、生活上の悩みなどをたずね、当事者目線での課題やニーズを把握するために、令和6年7～8月に実施しました。

アンケート調査の種類と配布・回収状況

	対 象	配布数	回答数			回収率
			紙媒体	ネット	合計	
1	就学前児童の保護者	1,500	427	592	1,019	67.9%
2	小学生の保護者	1,000	273	333	606	60.6%
3	小学4～6年生児童	1,490	-	813	813	54.5%
4	中学生生徒	1,644	-	830	830	50.5%
5	高校生世代～24歳の若者	2,000	-	146	146	7.3%

(3) インタビュー調査の実施

当事者目線での課題やニーズの把握のために、小中学生に、「なりたい大人 すみたいまち」をテーマとしたインタビュー調査を実施しました。

インタビュー調査の実施状況

	対 象	実施日	参加者数
1	小津中学校の生徒	令和6年6月19日	5人
2	誠風中学校の生徒	令和6年6月20日	5人
3	東陽中学校の生徒	令和6年7月4日	3人
4	上條小学校のなかよし学級の利用児童	令和6年7月6日	7人
5	旭小学校のなかよし学級の利用児童	令和6年7月9日	8人



(4) 「パブリックコメント」の実施

計画案をホームページなどに掲示し、意見募集を行う「パブリックコメント」を実施しました。その際、アンケート調査やインタビュー調査で聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもたちを含む市民にフィードバックする資料をあわせて掲示しました。



5. 法制度等の状況

(1) 近年の国や社会の動向

平成27年の子ども・子育て新制度の施行以降、相談支援体制の充実を図るための「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」の設置など、様々な制度改革が行われてきました。

令和5年の子ども基本法の施行を受け、「こども大綱」、「こども未来戦略」が策定されるとともに、「市町村こども家庭センター」など新たな制度も創設されています。

近年の国や社会の動向

平成27年	◇子ども・子育て支援法の施行(子ども・子育て新制度の創設、「市町村第1期子ども・子育て支援事業計画」の策定)
平成28年	◇「子供・若者育成支援推進大綱」(第2次)の策定
平成29年	◇改正児童福祉法等の施行 (「市町村母子健康包括支援センター」(平成30年から「市町村子育て世代包括支援センター」)、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の制度化(令和6年に「市町村こども家庭センター」に一本化))
令和元年	◇子ども・子育て支援法改正(幼児教育・保育の無償化の実施、「市町村第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定) ◇成育基本法の施行 ◇「子供の貧困対策に関する大綱」の策定
令和2～4年	◇コロナ禍による幼稚園・保育所等・学校、地域のサービス等への影響
令和3年	◇「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 (「こどもまんなか社会」の実現を目指す) ◇「子供・若者育成支援推進大綱」(第3次)の策定 ◇成育医療等基本方針の閣議決定
令和5年	◇こども基本法施行、こども家庭庁創設 ◇「こども大綱」の閣議決定 (従来の国の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱) ◇「こども未来戦略」の閣議決定 (「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを柱に重点的に国が進めていく戦略)
令和6年	◇改正児童福祉法等の施行 (「市町村こども家庭センター」、「地域子育て相談機関」、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の制度化) ◇国のこどもまんなか実行計画2024の策定 ◇子ども・子育て支援法等の一部改正法の施行 (全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充(「こども誰でも通園制度」等)、医療保険者から納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」の創設など) ◇改正こどもの貧困対策法の施行 (現在の貧困の解消だけでなく、将来の貧困を防ぐことを目指すことなど)



(2) 「母子保健・成育医療」をめぐる動向

周産期・乳幼児期の母と子の保健については、平成9年度から、母子保健法の改正により、その主な業務が都道府県から市町村に移管され、保健師・栄養士・歯科衛生士等が地域の医師会等との連携のもと、訪問指導や乳幼児健診、予防接種等を行うスタイルが定着しています。

この計画については、平成9年度当初に策定した第1期市町村母子保健計画に続き、「健やか親子21」国民運動（平成13～26年度）、同第2期国民運動（平成27～令和6年度）に沿って推進し、本市においても、「いずみおおつ子ども未来プラン」の一部を母子保健計画と位置づけ、関連計画である「健康泉大津21計画（健康増進計画）・泉大津市食育推進計画」と連携しながら、推進してきました。

一方、時代の要請から、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」が求められるようになっており、令和元年12月に「成育基本法」（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）が施行し、国の「成育医療等基本方針」により、市町村は、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を策定することとなりました。

妊娠・出産期から、乳幼児期、学童期、思春期までの成育過程に沿って、産後うつなど不適切な育児におちいることなく、こどもたちが健やかに成長できるよう、切れ目のない保健・医療を確保していくことが求められます。

(3) 「ひとり親家庭の自立促進」をめぐる動向

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、経済的な困窮のみならず、支援を期待できる人間関係の困難や地域での孤立、親子で心穏やかに過ごす時間の制限など、多様な課題を抱えています。

国では、平成14年に「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」として抜本的に改正し、父子家庭を支援の対象に加えるとともに、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化しました。本市においても、これにあわせ、第1期の「自立促進計画」を策定し、以来、5年計画を4期間、推進してきました。



そのほか、平成 15 年には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、平成 24 年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」として改革されるとともに、令和 6 年 4 月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）も施行されています。

（４）「こどもの貧困対策」をめぐる動向

いわゆる「貧困の連鎖」によって、こどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意のもと、平成 26 年に「子どもの貧困対策法」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、令和元年、5 年と改正を重ねてきました。令和元年改正では、市町村計画の策定が努力義務化され、令和 5 年改正では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されるとともに、並行して施行されるこども基本法とともに、施策の拡大を図る方向が示されています。

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、保護者への生活・就労支援、こどもの居場所づくりなど、こどものことを第一に考えた適切な支援に取り組むことが求められます。

（５）「こども・若者育成支援」をめぐる動向

日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」にのっとり、総合的なこども・若者育成支援施策を推進することを目的として、「子ども・若者育成支援推進法」が平成 22 年 4 月に施行されました。同法は、第 1 条で、「子ども・若者をめぐる問題が深刻な状況にある」と規定しています。

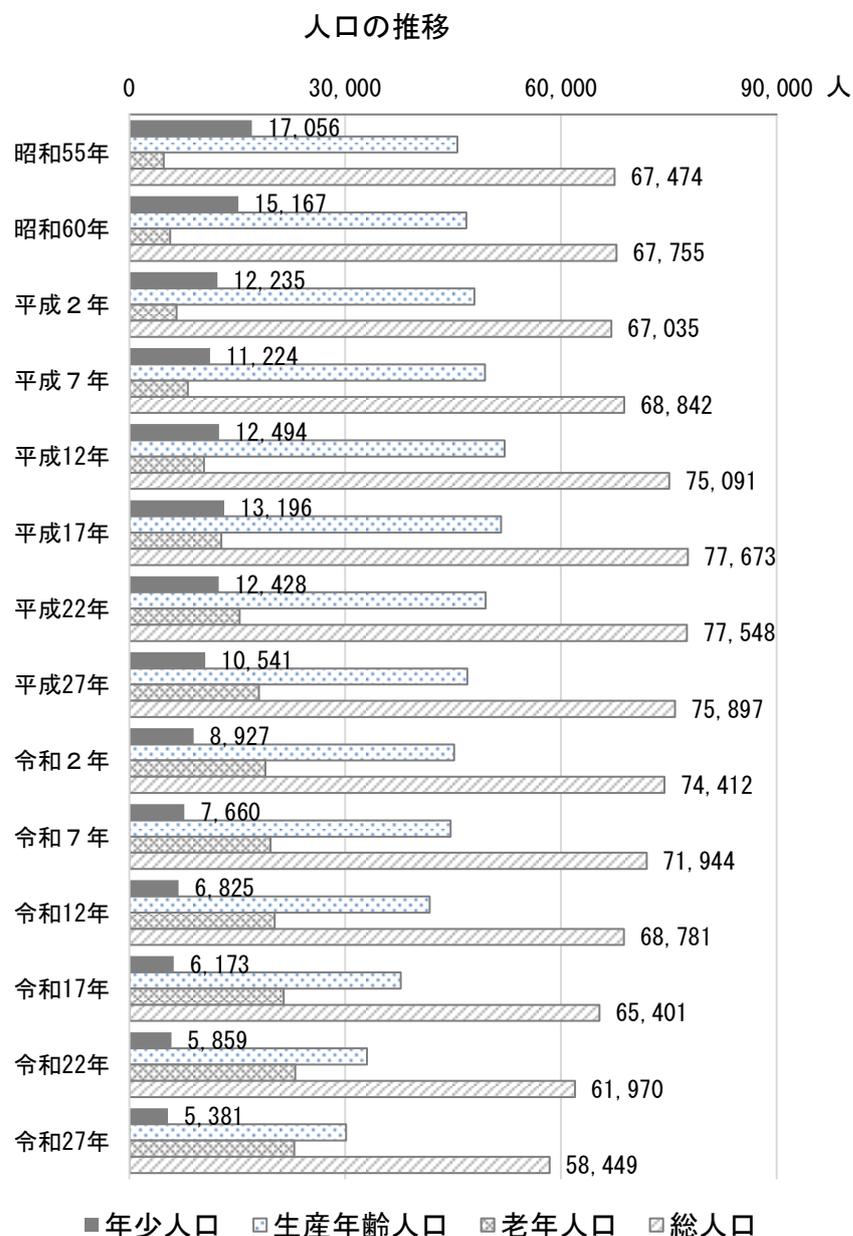
そのことを「子供・若者育成支援推進大綱」（令和 3 年 4 月）では、「つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題」、「インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題」、「ニートなどの就業をめぐる課題」として指摘し、「多くの若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は更に深刻さを増している」と総括しています。



第2章 本市の現状と課題

1. 人口の推移と推計

本市の令和2年の国勢調査人口は74,412人で、年少人口（0～14歳）は8,927人、年少人口比率は12.0%となっています。長期的な推移をみると、年少人口は平成7年から平成17年にかけて増加していたものの、その後減少傾向にあり、令和27年（2045年）には5,300人台になると推計されます。

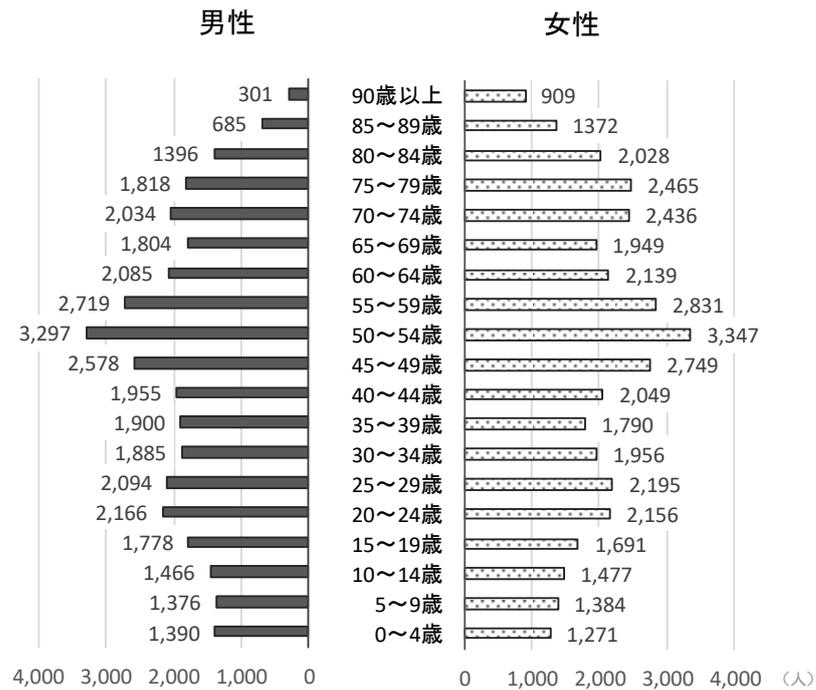


資料：昭和55～令和2年は国勢調査。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の令和6年6月推計。



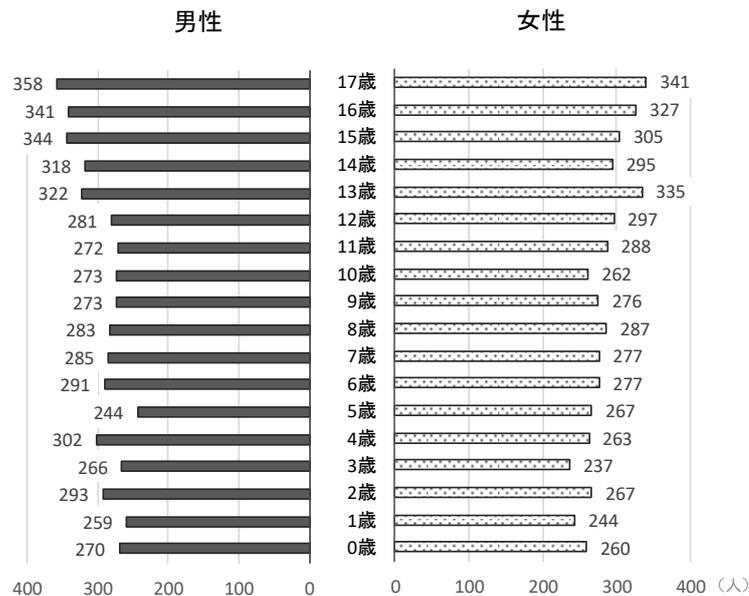
令和6年4月1日の住民基本台帳人口による人口ピラミッドは、男女とも50～54歳がピークで、若い世代が少ない壺型ですが、20～29歳が少し盛り上がった構造となっています。18歳未満の若年層の人口ピラミッドは、年齢が低いほど人口が少ない逆三角形型の構造となっています。

人口ピラミッド（令和6年4月）



資料：住民基本台帳

若年層の人口ピラミッド（令和6年4月）

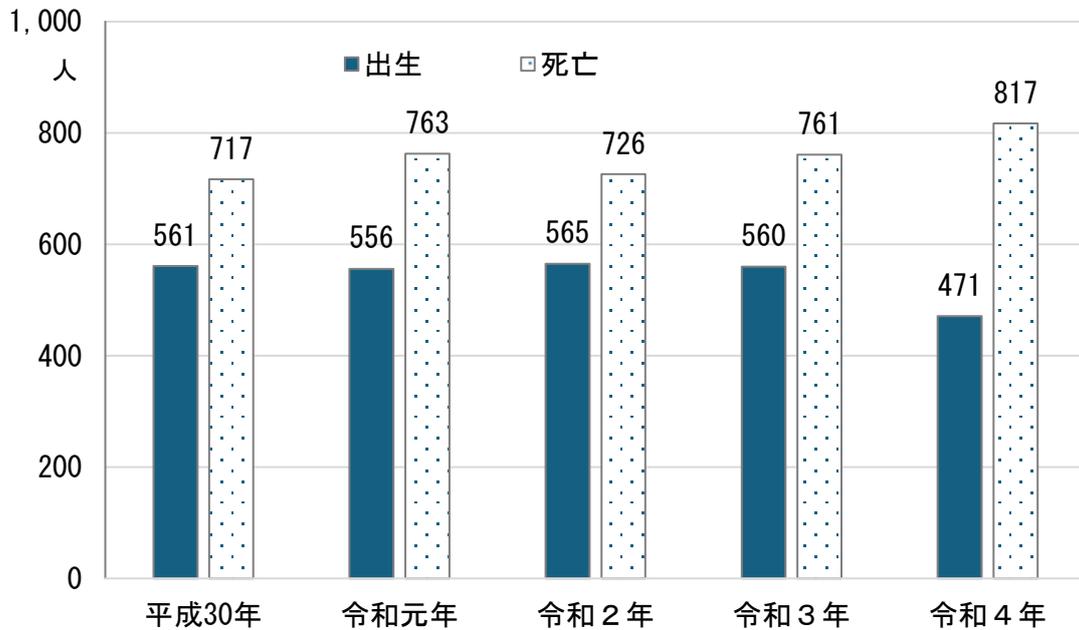


資料：住民基本台帳



出生数は、近年、500人台で推移してきましたが、減少傾向となっており、令和4年からは400人台に落ち込んでいます。

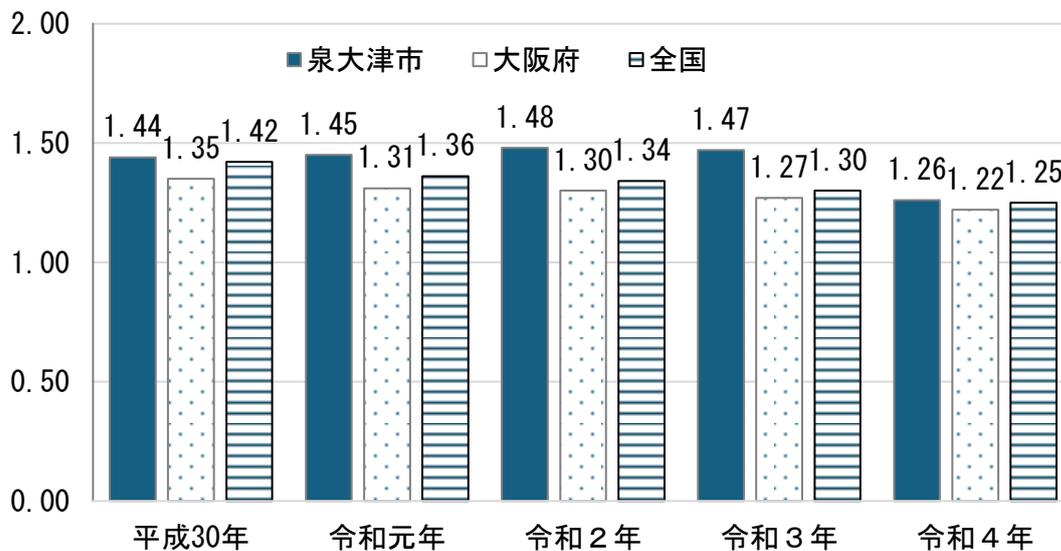
出生数と死亡数の推移



資料：厚生労働省人口動態統計（確定数）の概況

合計特殊出生率は、全国平均や大阪府平均より高位に推移してきましたが、令和4年は1.26で、全国平均や大阪府平均とほぼ同程度となっています。

合計特殊出生率の推移



資料：和泉保健所管内における基本的統計資料



住民基本台帳ベースでの、令和11年度までのこどもの人口の推計は、以下のとおりです。過去5年間の1歳階級別・男女別のコーホート変化率の平均値を用いて推計しています。

計画期間におけるこどもの人口の推計

(人)

	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度
0歳	535	533	530	528	526
1歳	530	540	538	535	533
2歳	498	524	534	532	529
3歳	549	493	519	529	527
4歳	503	546	490	516	526
5歳	559	498	540	485	510
6歳	511	553	493	534	480
7歳	568	509	550	490	531
8歳	556	565	506	547	488
9歳	564	553	562	503	544
10歳	549	564	553	562	503
11歳	535	549	564	553	562
12歳	560	535	549	564	553
13歳	578	560	535	549	564
14歳	657	578	560	535	549
15歳	613	654	575	557	532
16歳	649	613	654	575	557
17歳	668	649	613	654	575

小計

0～2歳	1,563	1,597	1,602	1,595	1,588
0～5歳	3,174	3,134	3,151	3,125	3,151
1～2歳	1,028	1,064	1,072	1,067	1,062
3～5歳	1,611	1,537	1,549	1,530	1,563
6～8歳	1,635	1,627	1,549	1,571	1,499
9～11歳	1,648	1,666	1,679	1,618	1,609
0～17歳計	10,182	10,016	9,865	9,748	9,589

資料：住民基本台帳（令和元～6年の各年4月1日時点）をもとにコーホート変化率法により推計。

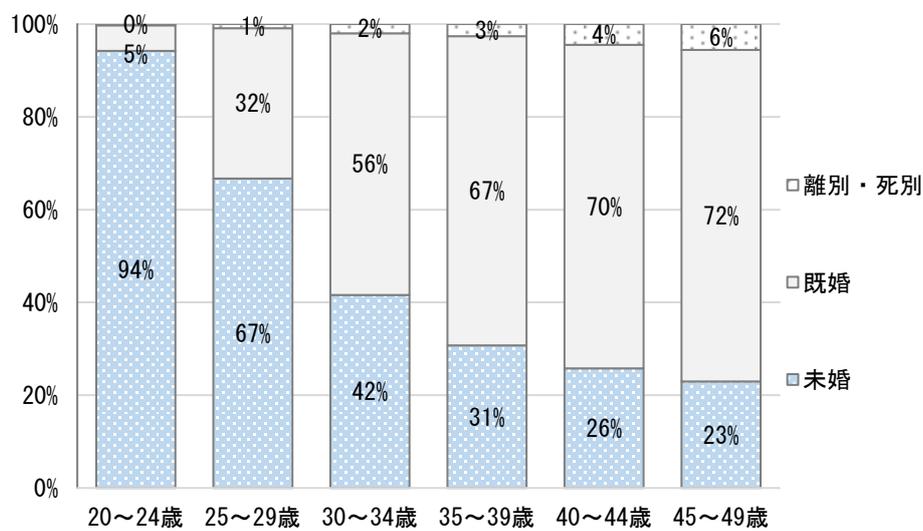


2. 婚姻の状況

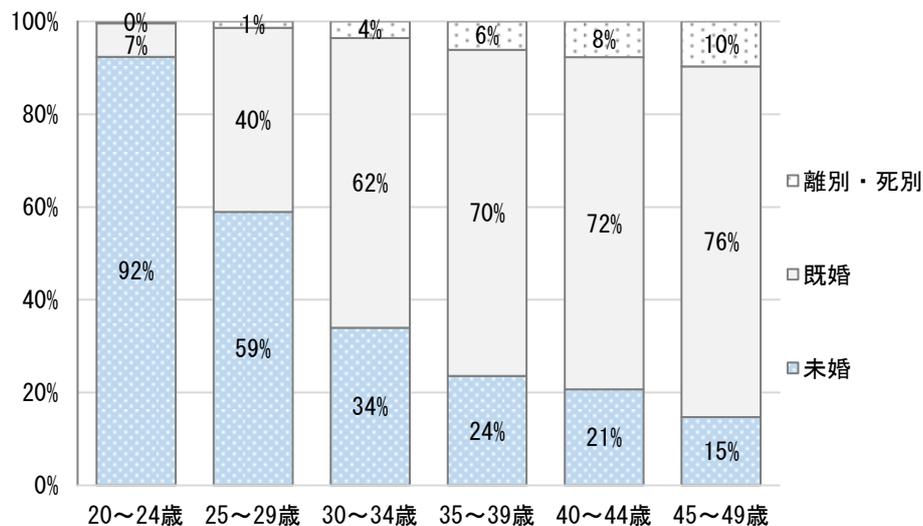
令和2年国勢調査で年齢ごとの婚姻の状況をみると、既婚者は30～34歳の男性で56%、30～34歳の女性で62%などとなっており、加齢とともに既婚率は高くなっています。また、離別・死別者の割合も加齢とともに高くなり、45～49歳の男性では6%、女性では10%となっています。

本市の男女別・年齢別の婚姻率

〔本市の男性〕



〔本市の女性〕



資料：令和2年国勢調査（配偶関係不詳者を除いて集計している）

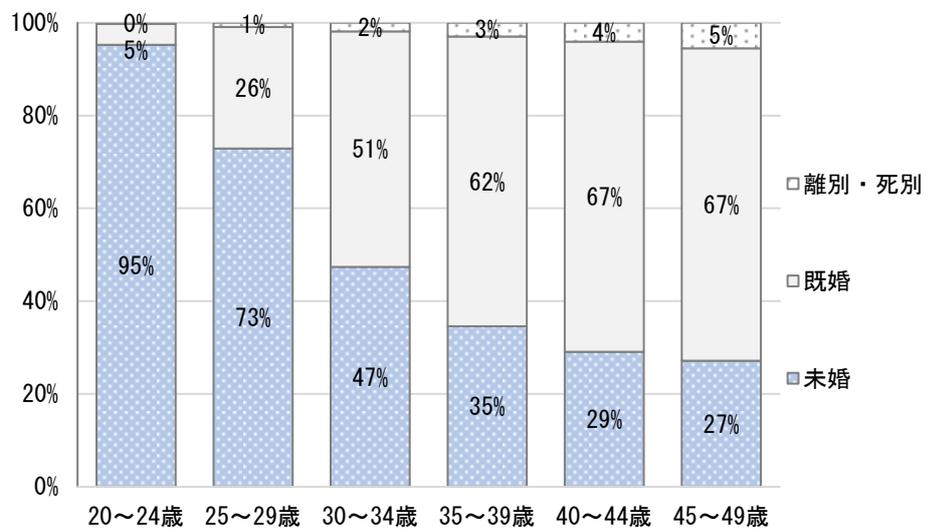


全国平均と比較すると、本市の既婚者の割合は、男性はほとんどの年齢層で全国平均より高くなっていますが、女性は25～29歳のみ、全国平均より高くなっています。

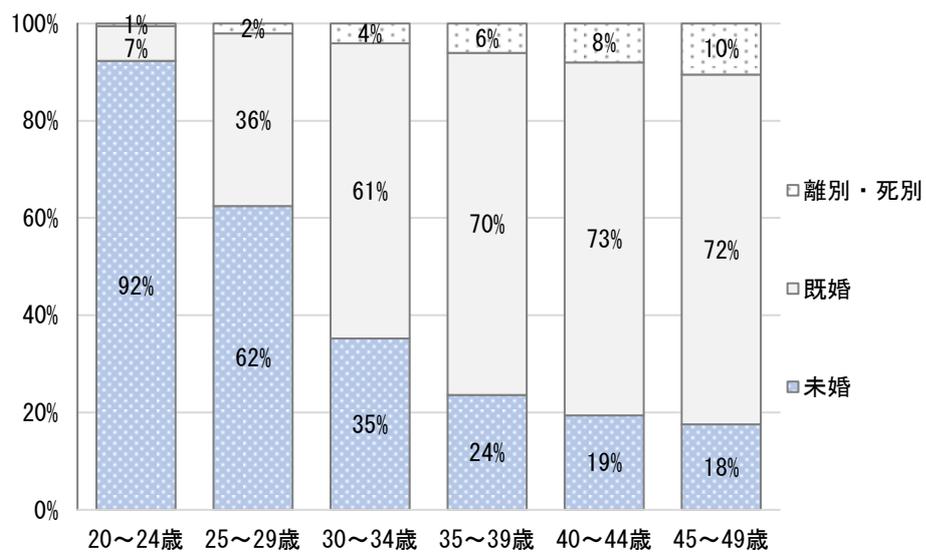
また、本市の離別・死別者の割合は、男女とも、どの年齢も、全国平均と同程度です。

〔参考〕 全国平均の男女別・年齢別の婚姻率

〔男性の全国平均〕



〔女性の全国平均〕



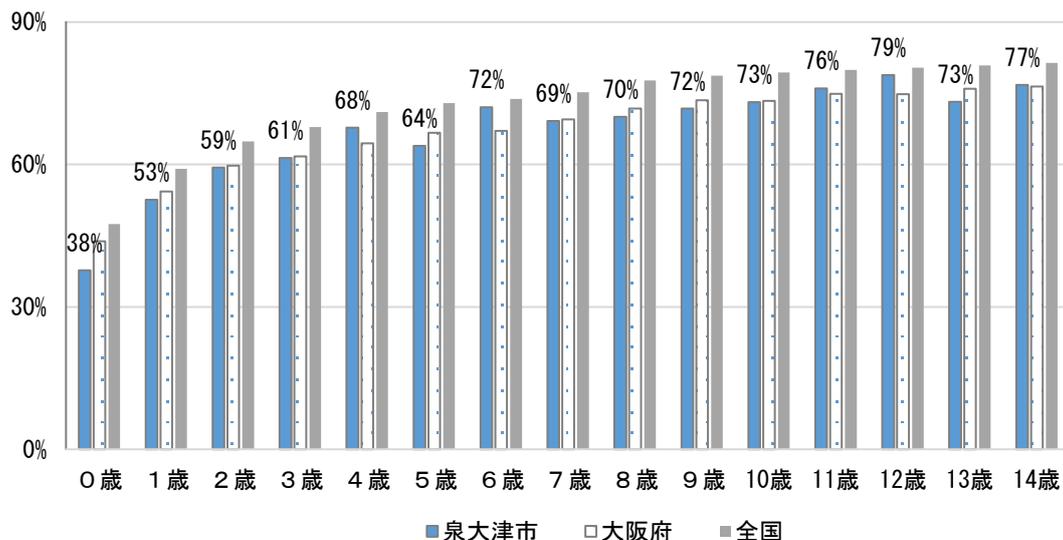
資料：令和2年国勢調査（配偶関係不詳者を除いて集計している）



3. 出産後の女性の就業状況

令和2年国勢調査により、本市の夫婦世帯における一番下の子の年齢別の女性の就業率をみると、0歳の38%から4歳の68%まで、徐々に上昇し、一番下の子の小学生入学期以降は、上昇傾向が緩やかであることがわかります。また、本市は、全国平均や大阪府平均よりやや就業率が低いことがわかります。

一番下の子の年齢別の女性の就業率



資料：令和2年国勢調査

4. ひとり親世帯の状況

令和2年国勢調査によると、一番下の子が19歳以下の母子世帯は541世帯、父子世帯は57世帯、あわせて598世帯で、そのうち、母と子のみの世帯は434世帯、父と子のみが30世帯あります。ひとり親世帯は、こどもの人口の減少に伴い、平成22年の683世帯、平成27年の641世帯から、減少しています。

一番下の子の年齢別のひとり親世帯数

	合計	0～5歳	6～11歳	12～19歳
母と子のみの世帯数	434	66	144	224
父と子のみの世帯数	30	3	10	17
合計	464	69	154	241

	合計	0～5歳	6～11歳	12～19歳
他の世帯員との同居も含む母子世帯数	541	96	171	274
他の世帯員との同居も含む父子世帯数	57	6	18	33
合計	598	102	189	307

資料：令和2年国勢調査



5. 幼稚園・保育所・認定こども園の利用者数

幼稚園・認可保育所・認定こども園の利用者数の推移は、以下のとおりです。

平成18年に制度化された認定こども園への移行が徐々に進んだことにより、幼稚園・認可保育所の利用者数は減少傾向、認定こども園の利用者数は増加傾向にあります。

幼稚園（市内）の児童数

（各年5月1日現在 単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6	R6 定員
3歳児	77	71	32	45	27	96
4歳児	82	84	64	30	34	184
5歳児	85	83	64	67	21	185
計	244	238	160	142	82	465

幼稚園（市外）の児童数

（各年5月1日現在 単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6
3歳児	44	28	33	32	5
4歳児	48	30	29	32	9
5歳児	37	29	29	27	13
計	129	87	91	91	27

認可保育所（市内）の児童数

（各年4月1日現在 単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6	R6 定員
0歳児	8	9	9	8	8	9
1歳児	20	21	20	25	26	16
2歳児	51	30	26	31	27	30
3歳児	44	46	25	23	28	37
4歳児	47	38	33	28	23	39
5歳児	37	49	23	33	29	39
計	207	193	136	148	141	170



認定こども園（市内）の児童数

（各年4月1日現在 単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6	R6定員
0歳児	80	75	88	75	82	122
1歳児	202	200	190	216	200	221
2歳児	230	233	229	233	246	255
3歳児	346	368	378	401	363	456
4歳児	371	368	413	392	420	486
5歳児	379	367	397	409	401	490
計	1,608	1,611	1,695	1,726	1,712	2,030

認定こども園（市外）の児童数

（各年4月1日現在 単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6
0歳児	2	3	2	1	3
1歳児	6	7	6	13	3
2歳児	3	9	13	14	17
3歳児	29	35	31	49	50
4歳児	20	44	34	29	50
5歳児	36	37	47	34	38
計	96	135	133	140	161

地域型保育事業の児童数

（各年4月1日現在 単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6
1歳児	0	0	0	0	21
2歳児	0	0	0	0	16
計	0	0	0	0	37



6. 小中学校の児童・生徒数

小学校の児童数、中学校の生徒数の推移は、以下のとおりです。少子化により、児童数・生徒数ともに減少傾向にあります。

小学校の児童数

(各年5月1日現在 単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
1年生	511	520	524	527	542
2年生	531	500	507	524	523
3年生	534	520	487	500	514
4年生	591	524	515	482	494
5年生	607	584	522	515	482
6年生	609	600	580	531	514
特別支援学級	328	337	353	318	310
計	3,711	3,585	3,488	3,397	3,379

中学校の生徒数

(各年5月1日現在 単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
1年生	570	571	555	554	509
2年生	623	571	569	558	570
3年生	606	622	575	570	565
特別支援学級	127	125	119	105	81
計	1,926	1,889	1,818	1,787	1,725

7. 仲よし学級の状況

仲よし学級（留守家庭児童会）の利用児童数の推移は、以下のとおりです。

仲よし学級の利用児童数

(各年4月末現在 単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
1年生	263	267	263	262	279
2年生	233	233	239	246	226
3年生	192	165	159	161	194
4年生	120	111	73	86	89
5年生	55	41	36	21	27
6年生	16	12	14	8	9
計	879	829	784	784	824



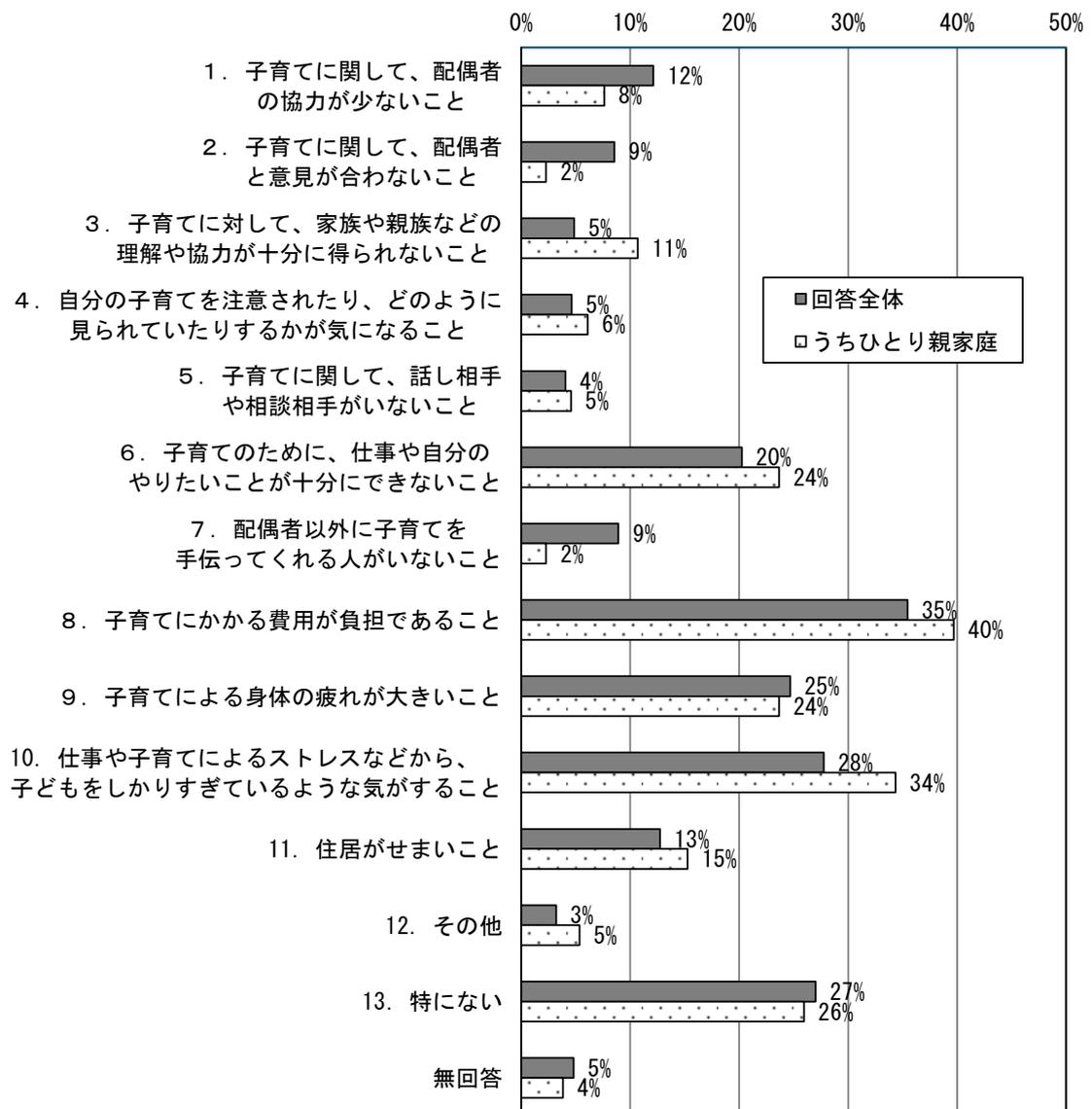
8. アンケート等による市民ニーズ

子育て中の保護者や小中学生・若者へのアンケート調査、小中学生本人へのインタビュー調査の結果概要は、以下のとおりです。

(1) 就学前児童・小学生の保護者へのアンケート調査

保護者は、費用負担など、多くのことで悩んでおり、特に、ひとり親家庭では、多くの項目で悩んでいる割合が高いことがわかりました。

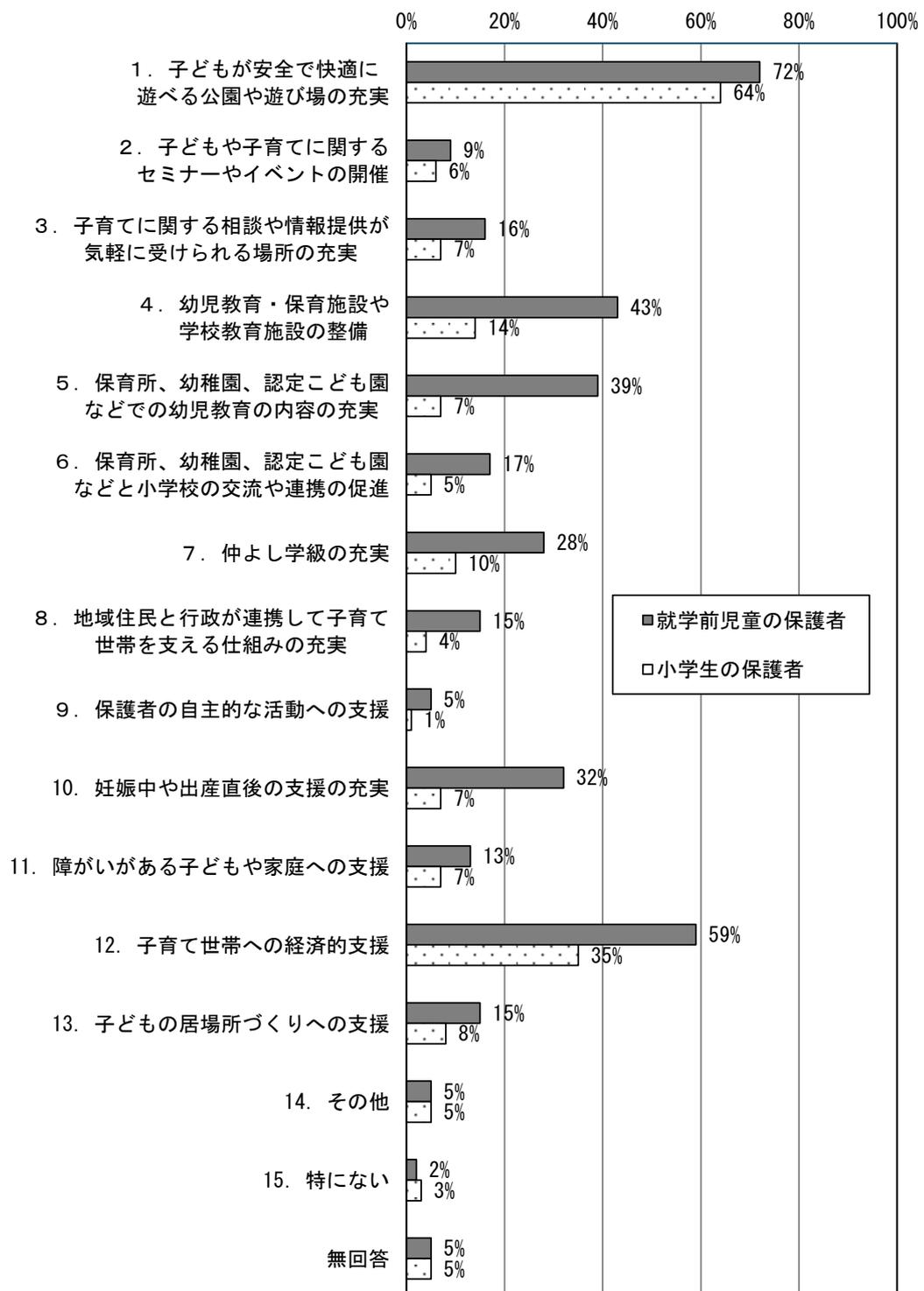
日頃の子育ての悩み





「充実してほしい施策」では、「子どもが安全で快適に遊べる公園や遊び場の充実」や「子育て世帯への経済的支援」などの割合が高く、小学生の保護者より就学前児童の保護者の方が、多くの項目で充実してほしいという回答割合が高くなっています。

充実してほしい施策



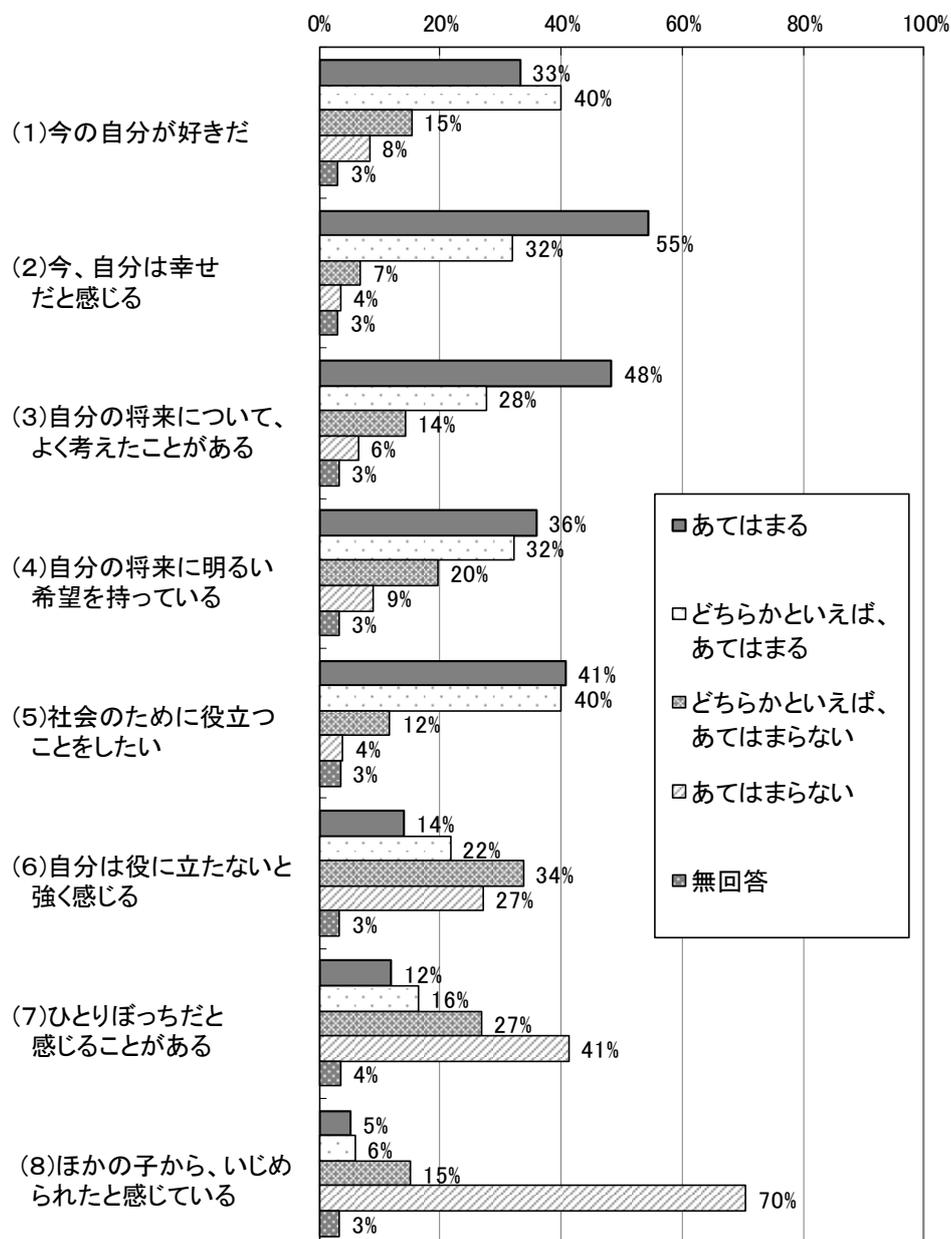


(2) 小中学生へのアンケート調査

小中学生本人へのアンケート調査では、本人の生活習慣や自分自身の気持ち・悩み、「居場所」についてのニーズなどをたずねました。

自己肯定感や幸福感、将来の意識、自己有用感、孤独感などを4段階尺度でたずねた設問では、大半の子どもたちが肯定的な回答をしていますが、「自分は役に立たないと強く感じる」の「あてはまる」が14%あるなど、前向きでない回答も一定数みられました。

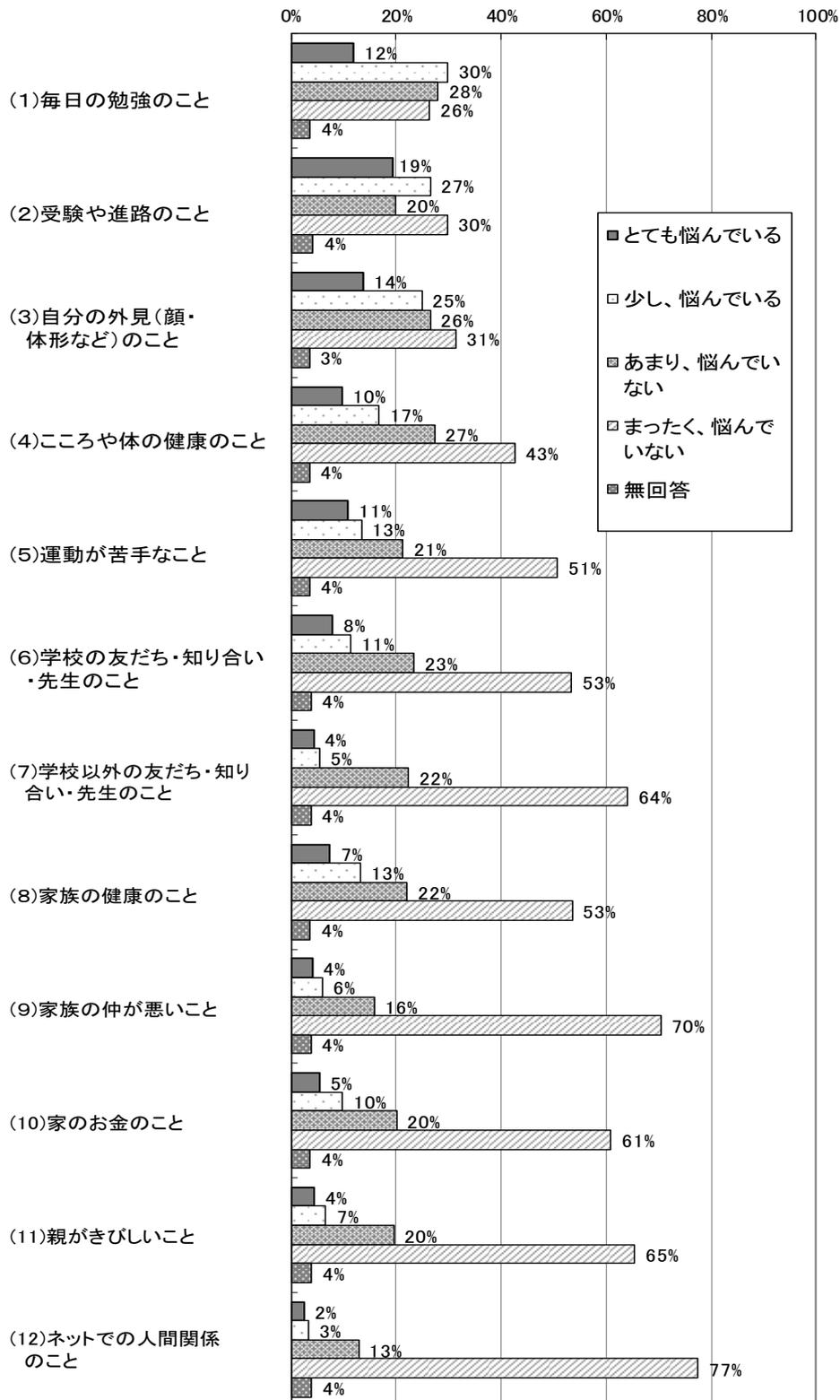
自己肯定感や幸福感、将来の意識、自己有用感、孤独感





また、生活上の悩みを4段階尺度でたずねた設問では、「家のお金のこと」に15%が悩んでいるという結果が得られました。

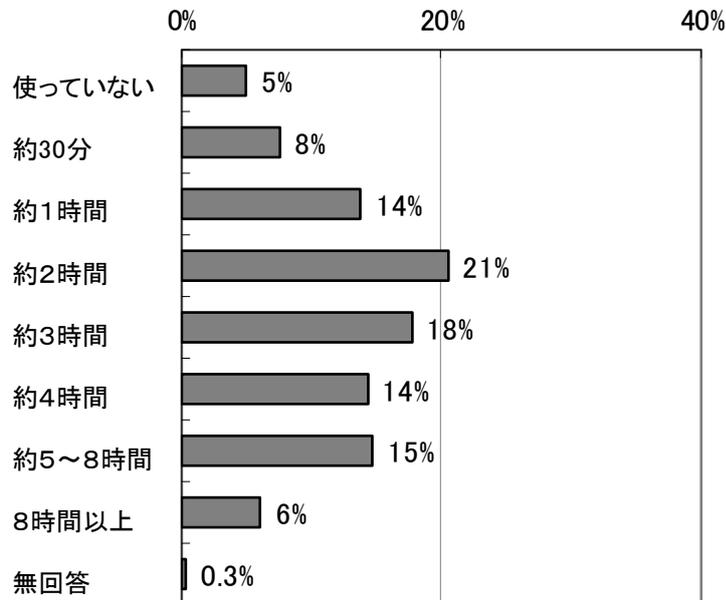
生活上の悩みの状況





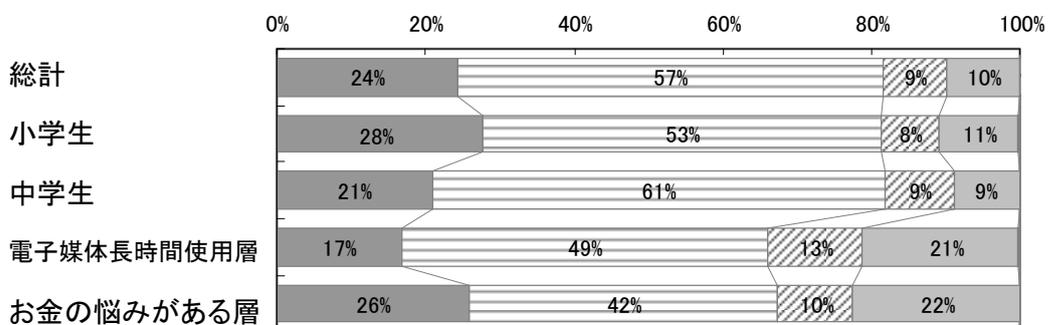
「平日のゲーム機やスマートフォンなどの使用時間」をたずねたところ、5時間以上の長時間使用層が約2割いることも明らかになりました。

平日のゲーム機やスマートフォンなどの使用時間



「家のお金のことで悩んでいる層」や「電子媒体長時間使用層」のクロス集計を行うと、そうした層で、就寝時間が不規則になったり、学校の授業がわからなくなったりしていることも多い実態がみられました。

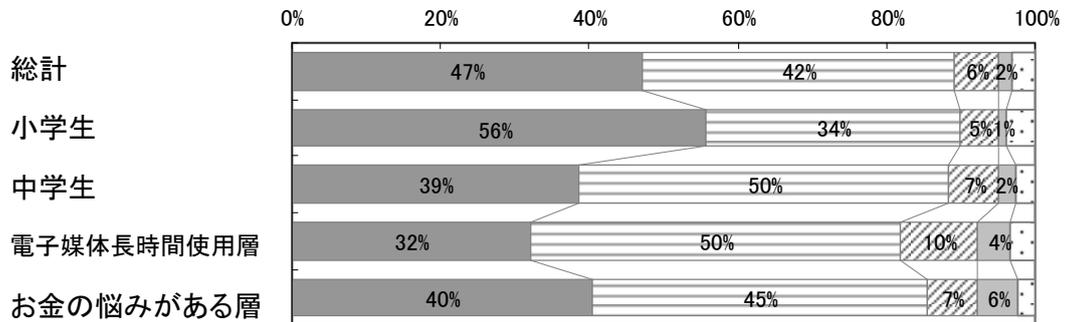
毎日、同じ時間に寝ているか



■ 1 ほぼ同じ時間にねている □ 2 だいたい同じ時間にねている ▨ 3 あまり同じ時間にねることはない ■ 4 ねる時間はいつもばらばらである □ 無回答



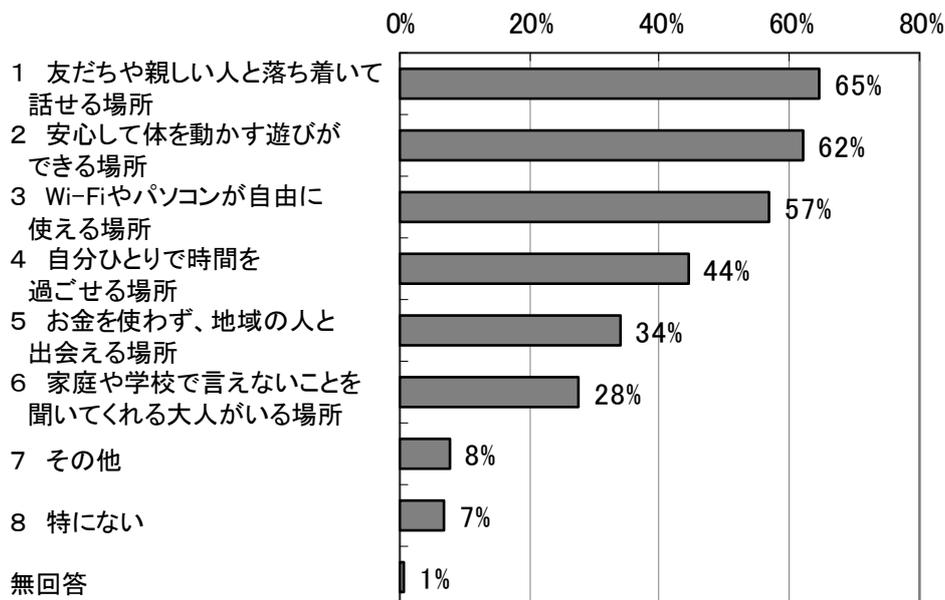
学校の授業の理解



■ 1 だいたいわかる □ 2 教科によってわからないことがある
 ■ 3 わからないことが多い ■ 4 ほとんどわからない □ 無回答

「居場所」についてのニーズは、「友だちや親しい人と落ち着いて話せる場所」、「安心して体を動かす遊びができる場所」、「Wi-Fiやパソコンが自由に使える場所」など、様々なニーズがみられました。

「居場所」についてのニーズ





(3) 小中学生本人へのインタビュー調査

① 泉大津市や地域に思うこと

こどもたちは、泉大津市や地域について、普段から、こどもの立場から、いろいろなことを考えていることが再認識されました。公園や「シープラ」（市立図書館）などの環境が充実しているという意見、きれいなまちに住みたいという意見が多く出されました。

② 学校について思うこと

地域の人との積極的な交流について、良い評価の意見が多く出されました。

③ 自分自身の将来について思うこと

なりたい職業について、たくさんあげていただきました。また、「相手のことを思いやり、礼儀正しい大人になりたい」という意見が複数あがりました。

④ 大人に対して言いたいこと

一方的に決めつけたり、しつこく叱ったりするのではなく、一個人として認め、対話を大事にしてほしい、といった意見が出されました。



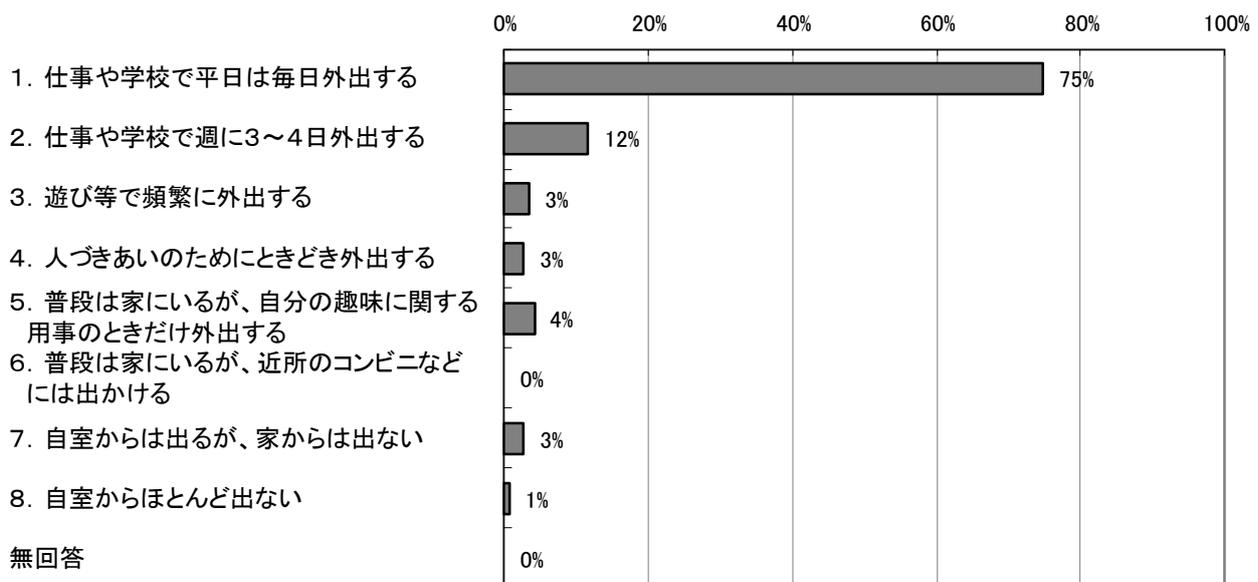
(4) 若者へのアンケート調査

高校生世代から24歳までの若者へのアンケート調査では、思春期特有の悩みの現状や、「ひきこもり状態」の実態、「ヤングケアラー」の実態などをたずねました。

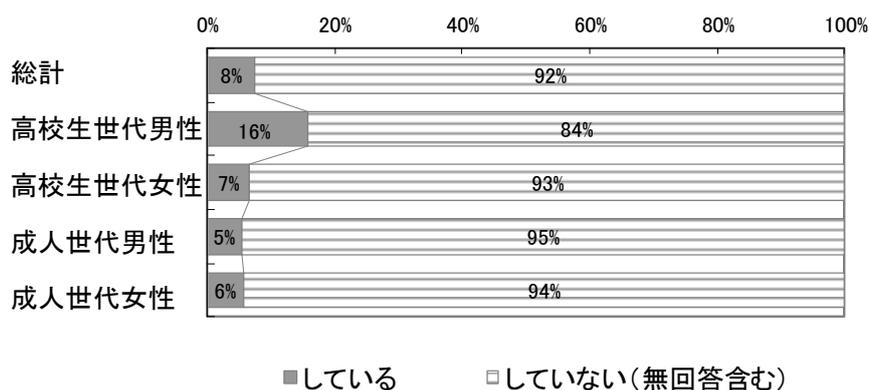
外出の状況の設問では、「自室からほとんど出ない」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」といった「ひきこもり状態」の若者が少なからずいることが明らかになりました。

また、「家族の誰かの世話をしているか」という設問では、8%が「している」と回答し、「毎日何時間も行っている」というヤングケアラーの状態にある若者がいることも明らかになりました。

外出の状況



家族の誰かの世話をしている状況





9. 課題の整理

法制度等の状況や、本市の人口等の統計データの動向、アンケート等による市民ニーズから、計画課題を以下のとおり整理します。

(1) 施策の継承と発展

本市では、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法といった法制度改革の流れの中、20年以上にわたり、こども・子育てに関する計画を策定・推進し、本市固有の施策についても着実な成果を積み上げてきました。

こども基本法による「こども計画」の策定にあたり、これらの施策を継承しつつ、こども・若者育成支援など、多分野へのさらなる展開を図る施策を構築するとともに、こどもの生活や権利を一番に考えた「こどもまんなか社会」づくりを進めていく必要があります。

(2) 時代に沿った柔軟な施策展開

本市の年少人口は、20年以上にわたり、1万人台前半で専門職、児童発達支援センター等の専門職、仲よし学級の支援員、横ばい傾向で推移しましたが、今後、急速に減少していきます。

また、幼稚園や保育所の認定こども園への移行が進む一方、全国的な保育人材不足の深刻化や、新型コロナの影響による人々のつながりの希薄化など、子育て支援をめぐる社会資源の環境も急激に変わりつつあります。

こうした状況の変化を的確にとらえ、時代に沿った柔軟な施策展開を図っていく必要があります。



(3) 市民ニーズへのきめ細かな対応

本計画の策定のために実施したアンケート調査やインタビュー調査では、子育て中の保護者から「公園や遊び場の充実」や「子育て世帯への経済的支援」などに高い意向がみられるとともに、こどもたちからは「一人人として認め、対話を大事にしてほしい」といった、意見表明権に関わる声もあがっています。

また、ひとり親家庭や貧困家庭、ヤングケアラー、ひきこもり状態の若者が様々な困難を抱えていることも明らかとなりました。こうした市民ニーズへのきめ細かな対応を行っていくことが求められます。

アンケート調査やインタビュー調査から読み取れること

市の課題	必要な対策
☆子育て中の保護者の多くは、子育てにかかる費用負担に悩んでいる	→国の政策もあいまって経済的な支援は進んだが、さらに可能な施策を検討していく必要がある
☆心身の負担に悩んでいる保護者も多い	→保護者のリフレッシュや仕事と生活の調和を図る取り組みを引き続き推進することが求められる
☆保護者もこどもも、公園や遊び場のニーズが高い ☆こども・若者の「居場所」に多様なニーズがある	→公園や遊び場を含め、こどもや子育て中の保護者の「居場所」の充実に努めることが期待される
☆自分に自信が持てなかつたり、孤独感を感じているこども・若者がいる ☆ひきこもり状態のこども・若者がいる	→学校園・家庭・地域のつながりづくりを一層進め、こども・若者と地域住民との対話を増やしていくことが期待される
☆「家のお金のこと」に悩んでいるこどもたちは、そのことが様々な影響をもたらしている	→「こどもの貧困対策」を一層進めていく必要がある
☆ヤングケアラーの状態にあるこども・若者がいる	→「ヤングケアラー支援」を一層進めていく必要がある



第3章 基本理念・施策体系

1. 基本理念

本市では、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心してこどもを生き育てることができる地域づくりを進めるため、エンゼルプラン、次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画と子育てに関する計画・施策を引き継いできました。

直近の「いずみおおつ子ども未来プラン」（第一期・第二期子ども・子育て支援事業計画）では、「～“笑顔で育ち育てられるまち”をめざして～すべての子どもがたくましく育つ、みんなで子育てを応援するまち・泉大津」を基本理念に据え、「すこやかな子どもの育ちと自立を育む」、「すべての子育て家庭を応援する」、「子育てにやさしい地域社会を育む」の3つの視点に立って、施策を推進してきました。

“笑顔で育ち育てられるまち”をめざして

すべての子どもがたくましく育つ、みんなで子育てを応援するまち・泉大津

「第三期いずみおおつ 子ども未来プラン」（第1期こども計画）においても、この基本理念を継承し、こども・若者の生活と権利を最大限に尊重し、地域ぐるみで妊娠・出産期から学童期、青年期に至るまでの育ちを切れ目なく支援することにより、こども基本法が掲げる『こどもまんなか社会』の実現をめざしていきます。



2. 基本目標・主要施策

基本理念を実現するため、3つの基本目標と13の主要施策を設定します。

基本目標1 こどもが健やかに成長する社会を目指します

妊娠・出産期から、乳幼児期、学童期、青年期と、こども・若者の成育過程では、様々な困難を乗り越えることが求められます。保護者にとっても、子育て期は、大きな不安を抱える毎日です。その一方、こどもが様々な遊びや学び、体験を通じて成長し、社会に出ていくことは、関わるすべての人々の喜びであり、財産です。

全てのこども・若者は自身の置かれている状況にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で、健やかに暮らす権利を保障されなければなりません。このため、様々な関係者が、親身に寄り添いながら、年齢・発達段階に応じて切れ目なく包括的な相談支援を行い、健康をサポートし、未来を担う人材を社会全体で育みます。

〔主要施策〕

- 1 こども・若者の権利の保障
- 2 寄り添う相談支援の推進
- 3 豊かな心を育む教育・保育の推進
- 4 成育過程を通じた健康づくりの推進
- 5 生きる力を育む食育の推進
- 6 こども・若者育成支援の推進

基本目標2 すべての子育て家庭を応援します

共働き家庭や、夜勤・長期出張など不規則な勤務形態の保護者、障がいのあるこども、ひとり親家庭、生活困窮家庭、海外につながる家庭など、こどもや保護者の心身の状況や置かれる環境は多岐にわたります。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、こどもを授かるまで、乳幼児と触れ合う経験が乏しいままに、親になることが増えており、祖父母や近隣の人からの支援、協力を得ることも難しい状況があります。

このため、すべての子育て家庭が、必要なときに、必要な制度・サービスを受けることができるよう、国・大阪府・その他公的機関や民間による制度・サービ



スの充実を働きかけるとともに、泉大津市として、市民ニーズに基づく独自のサービスの創設・拡充を進めていきます。

〔主要施策〕

- 7 多様な支援制度・サービスによる子育ての応援
- 8 障がいのある子どもへの支援の充実
- 9 ひとり親家庭支援の推進
- 10 こどもの貧困対策の推進
- 11 日本語のサポートが必要な子どもと家庭への支援

基本目標3 安心して子育てができる環境をつくります

子どもや親子連れは、事故や犯罪、災害に対して弱い立場にあり、見守りや支援が欠かせません。安心して遊び、家族や友人とゆったり時間を過ごせる居場所も期待されます。

このため、地域コミュニティの協力を得ながら、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

〔主要施策〕

- 12 子育てしやすいまちづくり
- 13 子育てにやさしい生活環境づくり





3. 施策体系

施策体系は以下のとおりです。

施策体系

第三期 いずみおおつ子ども未来プランの体系（案）		
基本 目標	主要施策	個別施策
こどもが 健やか に成長 する 社会を 目指します	1 こども・若者の権利の保障	(1) 児童虐待防止の推進 (2) こどもの人権・権利を尊ぶまちづくりの推進 (3) 政策形成過程へのこどもの意見の反映
	2 寄り添う相談支援の推進	(1) 母子保健・児童福に関する相談支援の推進 (2) 学齢期の相談支援の推進
	3 豊かな心を育む教育・保育の推進	(1) 就学前教育・保育の環境づくり (2) 学校教育の推進 (3) 放課後の居場所づくりの推進
	4 成育過程を通じた健康づくりの推進 〔成育医療等に関する計画〕	(1) 妊娠・出産期の健康づくりの推進 (2) 乳幼児期の健康づくりの推進 (3) 学童期・思春期の食育の推進
	5 生きる力を育む食育の推進	(1) 妊娠・出産・乳幼児期の食育の推進 (2) 学童期・思春期の食育の推進
	6 こども・若者育成支援の推進 〔こども・若者育成支援計画〕	(1) 学童・就業の再チャレンジの支援 (2) ひきこもり防止と居場所づくり (3) ヤングケアラーへの支援の推進
すべての 子育て 家庭を 応援 します	7 多様な支援制度・サービスによる子育ての応援	(1) 多様な交流機会づくり (2) 多様な保育ニーズへの対応 (3) 経済的な負担の軽減
	8 障がいのあるこどもへの支援の充実	(1) 療育・発達支援の充実 (2) 「インクルーシブ教育・保育」の理念を踏まえた教育・保育の推進 (3) 福祉サービスの充実
	9 ひとり親家庭支援の推進 〔ひとり親家庭自立促進計画〕	(1) 必要な支援につながる相談支援の推進 (2) 就業支援の推進 (3) 生活支援の推進 (4) 養育費確保と面会交流支援の推進
	10 こどもの貧困対策の推進 〔こどもの貧困対策計画〕	(1) 状況把握と相談支援の推進 (2) こどもの居場所づくり (3) 就業や生活への支援の推進
	11 日本語のサポートが必要なこどもと家庭への支援	(1) 情報提供や相談、行政手続きの場面での配慮 (2) 教育・保育における配慮
安心して 子育て ができる 環境を つくり ます	12 子育てしやすいまちづくり	(1) わかりやすい情報提供の推進 (2) こども・若者の成長を支える地域環境づくり (3) 男女共同参画による子育ての推進
	13 子育てにやさしい生活環境づくり	(1) 子育てにやさしい住環境づくり (2) 防犯・交通安全の推進 (3) 危機管理対策の推進



第4章 こども施策の総合的な展開

基本目標1 こどもが健やかに成長する社会を目指します

主要施策1 こども・若者の権利の保障

こども基本法では、児童の権利に関する条約の考え方をふまえ、「差別の禁止と基本的人権の尊重」、「適切に育てられる権利の保障」、「意見表明や社会参画の機会の保障」といった基本理念が掲げられています。

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を広く周知し、地域全体で共有を図るとともに、児童虐待の早期発見と発生予防施策など、こども・若者の権利を守る施策を推進します。

(1) 児童虐待防止の推進

虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童・要支援児童を早期に適切に保護・支援するため、本市では、平成16年の法制化に先立ち、平成11年から、泉大津市児童虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を運営し、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、協力して保護・支援を進めています。

今後も、見守り活動や相談活動により早期に発見し、必要な支援につなげていきます。

〔主な事業〕

◆要保護児童対策地域協議会（子育て応援課）

(2) こどもの人権・権利を尊ぶまちづくりの推進

「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」に基づき、学校園や生涯学習の場において、すべての人の人権を尊ぶ人権教育・人権学習を推進し、あらゆる差別のない住みよいまちづくりを進めます。

こどもの権利については、こども基本法や「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、自治体として個別に擁護体制を築くための制度について、調査研究を進めます。



〔主な事業〕

- ◆人権啓発の推進（人権くらしの相談課）
- ◆人権教育・人権学習の推進（こども育成課・指導課・生涯学習課）
- ◆こどもの権利の擁護に関する制度の調査研究の推進（こども政策課）

（3）政策形成過程へのこどもの意見の反映

こどもの意見を聴き、政策に反映することは、ニーズに沿った施策展開のために望ましいだけでなく、自分たちの声によって社会に変化をもたらすという経験を通して、社会の一員としての主体性を高めることにもつながります。

このため、市政の推進にあたって、可能な限り、こどもの意見を聴く機会の確保に努めるとともに、意見反映の状況や、反映が難しい場合にはその理由を含め、反映のプロセスを分かりやすくフィードバックしていきます。



主要施策2 寄り添う相談支援の推進

命を育み、成長を促す子育ての営みは、日々、不安の連続です。妊娠期から大人になるまで、適切な時期に、必要な支援を受けながら、自信を持って子育てを行い、こどもが健やかに成長できるよう、関係者・関係機関が連携し、寄り添う相談支援を推進します。

(1) 母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進

妊娠期からの乳幼児期にかけての健康や発達、子育てに関する相談は、健診時や乳児家庭全戸訪問時（こんにちは赤ちゃん訪問）、地域子育て支援センター・おやこ広場の利用時、保育所・幼稚園・認定こども園の利用時など、様々な場で行われます。

「泉大津市こども家庭すこやかセンター」を中心に、相談に関わる関係者・機関が「コンシェルジュ会議」等で連携し、特に支援が必要な方にサポートプランを作成し、伴走的に支援するなど、妊娠期からの母子保健・児童福祉に関する切れ目のない相談支援を推進します。

〔主な事業〕

- ◆泉大津市こども家庭すこやかセンター（子育て応援課）
- ◆泉大津市立児童発達支援センター（子育て応援課）
- ◆児童家庭相談（子育て応援課）
- ◆利用者支援事業【地】（こども政策課）
- ◆「わたしノート」（個別の発達支援サポートブック）の活用（子育て応援課・障がい福祉課・指導課）
- ◆「コンシェルジュ会議」（こども育成課・子育て応援課・こども政策課）
- ◆要保護児童対策地域協議会（子育て応援課）【再掲】

（※【地】は、第5章に「利用量の見込みと確保方策」を記載しています。以下同じ。）



(2) 学齢期の相談支援の推進

主に学齢期のこどもと保護者の相談先は、通学する学校園所の教職員やスクールソーシャルワーカー等の専門職、児童発達支援センター等の専門職、仲よし学級の支援員、さらには主任児童委員などの地域の人々も含め、多岐にわたります。教育委員会では、「泉大津市教育支援センター」を運営し、来所や訪問での相談を受けるほか、「家庭教育支援サポーター」による「訪問型家庭教育支援活動」も行っています。

学校園所や家庭での人間関係の悩みから、発達上の心配、不登校、いじめ・虐待など、様々な課題をもつこども・保護者に対し、関係機関が連携し、一人ひとりに寄り添う相談支援を推進します。

〔主な事業〕

- ◆泉大津市教育支援センターの運営（教育相談・家庭教育支援等）（教育支援センター）



主要施策3 豊かな心を育む教育・保育の推進

保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校における教育・保育は、こどもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

保育士などの人材の確保・育成に努め、家庭・学校園所・地域が連携し、地域ぐるみで、生きる力を育む教育・保育を推進します。

(※学校教育の詳細は、「泉大津市教育振興基本計画」に記載しています。)

(1) 就学前教育・保育の環境づくり

保育所・幼稚園・認定こども園では、保育士などの人材の確保・育成に努め、身近な体験を通じた人や自然を大切に作る心を育てる教育・保育を推進するとともに、低年齢からの受け入れや長時間の保育など、仕事と子育ての両立をかなえる体制の確保に努めます。

〔主な事業〕

- ◆保育所・幼稚園・認定こども園の人材育成・提供体制確保（こども育成課・指導課）
- ◆就学前教育・保育施設の再編（こども育成課）

(2) 学校教育の推進

学校教育では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育てるとともに、変化の激しい社会を生き抜くため、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、問題を解決する資質や能力の育成を図ります。

また、就学前から小学校、小学校から中学校へと成長していく中で、就学前小中学校 15 年間の連続性や発展性のある学びを推進するとともに、学校と地域の協働活動による地域ぐるみの教育を推進します。

〔主な事業〕

- ◆幼保認小接続期プログラム（いちご接続期プログラム）の推進（こども育成課・指導課）
- ◆小中一貫教育の推進（指導課）



- ◆コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進（指導課・教育政策課・スポーツ青少年課・生涯学習課）

〔3〕放課後の居場所づくりの推進

本市では、小学生の放課後の居場所として、すべての小学校で週2回開設している3～6年生の自主学習の場である「学びっ子支援ルーム」、共働き家庭のこどもの居場所である「仲よし学級」、地域住民の協力を得て体験活動などを行う「放課後子ども教室」があります。「こども食堂」や図書館・公園などの公共施設で過ごすこどもたちもいます。

こどもたちが、放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、これらの居場所の環境づくりを進めます。

〔主な事業〕

- ◆学びっ子支援ルームの運営（教育支援センター）
- ◆仲よし学級の運営（スポーツ青少年課）
- ◆放課後子ども教室の運営支援（スポーツ青少年課）
- ◆こどもの居場所づくり事業（こども食堂の運営支援）（こども政策課）



主要施策4 成育過程を通じた健康づくりの推進

すべてのこどもの健やかな成長発達と保護者の健康維持・増進にむけて、妊娠・出産期からの、こどもの成長に応じた切れ目のない健康づくり支援を進めます。

(1) 妊娠・出産期の健康づくりの推進

妊娠・出産期は、妊婦の心身の状況が日々変化するとともに、赤ちゃんの健康への影響も大きい時期です。

この時期は、妊婦は、妊婦健康診査や実際に出産を行う医療機関との関わりが中心ですが、市では、母子健康手帳の交付時に妊婦とつながり、健康上の課題がある方を中心に、安全安心な出産にむけて指導・支援を行っていきます。

また、両親教室（たまごくらす）では、産後の子育てを両親で協力して行うことを啓発し、そのきっかけづくりを行います。

さらに、泉大津市立周産期小児医療センターにおいて、救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の体制確保に努めていきます。

〔主な事業〕

- ◆泉大津市こども家庭すこやかセンター（子育て応援課）【再掲】
- ◆母子健康手帳の交付（子育て応援課）
- ◆妊婦健康診査（費用助成）【地】（子育て応援課）
- ◆両親教室（たまごくらす）（子育て応援課）
- ◆産婦健康診査（費用助成）（子育て応援課）
- ◆妊婦・産婦への相談支援・訪問指導（子育て応援課）
- ◆養育支援訪問事業【地】（子育て応援課）
- ◆子育て世帯訪問支援事業【地】（子育て応援課）
- ◆マタニティ歯科健診（子育て応援課）
- ◆産後ケア事業（子育て応援課）
- ◆周産期小児医療センターの運営（周産期小児医療センター）
- ◆マタニティ応援プロジェクト（金芽米の贈呈）（子育て応援課）



(2) 乳幼児期の健康づくりの推進

乳幼児期は、身体発育、精神・運動発達が顕著である一方、様態の急変など、疾病・異常を来しやすい時期です。

市では、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）、7か月児訪問ギフト事業（にこにこベビー訪問事業）により、乳児・養育者と関わりを持ち、乳幼児健診、予防接種により、継続的な健康状態の把握と疾病等の早期発見に努めます。また、育児相談、離乳食講習会などを通じ、育児に関する情報提供、技術の伝達を図るとともに、愛着の形成や不安・悩みの軽減につなげていきます。各種講座等の開催にあたっては、あしゆびや体幹バランスを鍛える活動を積極的に採り入れていきます。

心身の発達に支援が必要な乳児・養育者に対しては、養育支援訪問事業などを通じて経過観察・伴走支援に努めるとともに、医療機関の受診や専門療育等の利用を勧め、チームで発育・発達を支援していきます。

また、乳幼児期は歯と口の健康づくりにとっても重要な時期であり、歯科健診・歯科相談をきめ細かく実施するとともに、かかりつけ歯科医での定期的な健康管理を働きかけていきます。

〔主な事業〕

- ◆乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業【地】（子育て応援課）
- ◆予防接種事業（子育て応援課）
- ◆4か月児健診（子育て応援課）
- ◆1歳6か月児健診（子育て応援課）
- ◆2歳児歯科健診（子育て応援課）
- ◆2歳6か月児歯科健診・育児相談会（子育て応援課）
- ◆3歳児歯科健診（子育て応援課）
- ◆3歳6か月児健診（子育て応援課）
- ◆育児相談・発達相談・栄養相談・歯科相談（子育て応援課）
- ◆養育支援訪問事業【地】（子育て応援課）
- ◆7か月児訪問ギフト事業（にこにこベビー訪問事業）（子育て応援課）
- ◆離乳食講習会（ベビーCooking）（子育て応援課）
- ◆ほっとひと息サロン「まんま」（子育て応援課）
- ◆子育て世帯訪問支援事業【地】（子育て応援課）
- ◆あしゆびプロジェクト（こども政策課、こども育成課）



(3) 学童期・思春期の健康づくりの推進

学童期・思春期は、いわゆる第二次性徴など、体や心の発達・変化が著しい時期であり、この時期の健康の課題が、生涯の健康づくりに様々な影響を及ぼすと言われています。

このため、学校保健や地域保健において、「早寝早起き朝ごはん運動」をはじめ、栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育を推進します。

また、発達段階に応じ、飲酒・喫煙・薬物の乱用防止教育を進めるとともに、性に関する正しい知識の普及に努めます。

〔主な事業〕

- ◆学校保健事業（学校健診の実施、食育・口腔衛生、飲酒・喫煙・薬物の乱用防止、性に関する正しい知識、メンタルヘルスなどの健康教育の推進）（教育政策課・指導課）
- ◆小児生活習慣病予防対策（学校給食を通じた食育の推進、小児生活習慣病予防検診の実施等）（教育政策課・指導課）
- ◆泉大津市立総合体育館のスポーツ教室（スポーツ青少年課）



主要施策5 生きる力を育む食育の推進

こどもの「食べる力」は「生きる力」であり、「食」は、こどもが健やかに成長し、生涯にわたっていきいきと暮らすための基礎となります。

未来を担うこどもやこれから生まれてくる命を健やかに育み、心身ともに健康に成長するため、有機食材や減農薬など、安心・安全な食の取組を推進します。

(1) 妊娠・出産・乳幼児期の食育の推進

妊娠・出産期は、お母さんの体調管理と赤ちゃんの必要な栄養素の摂取のため、食事に気をつけることが非常に重要であり、家庭訪問、健診など母子保健事業の場面で、一人ひとりにふさわしい個別指導を継続的に進めるとともに、マタニティ応援プロジェクトなどを通じて、食に対する意識醸成に努めます。

乳幼児期は、保育所・幼稚園・認定こども園等において、白米より栄養価の高い金芽米や発酵食品、オーガニック食材、旬の食材の使用など、健康な体づくりにつながる和食中心の安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、好き嫌いの克服など、日々の食事でのこどもの成長段階にあわせた指導・支援に努め、収穫・調理体験など「食」にふれる機会を通して、食への関心、食べる意欲を育てていきます。

〔主な事業〕

- ◆マタニティ応援プロジェクト（金芽米の贈呈）（子育て応援課）【再掲】
- ◆保育所・幼稚園・認定こども園等での食育の推進（こども育成課）

(2) 学童期・思春期の食育の推進

学童期・思春期は、栄養の偏りや食生活の乱れから、肥満や過度のやせ、小児生活習慣病といった健康問題が生じやすい時期であり、食べることの楽しさや大切さを、日々の活動を通して伝えていくことが重要です。

このため、学校においては、白米より栄養価の高い金芽米や発酵食品、オーガニック食材、旬の食材の使用など、健康な体づくりにつながる和食中心の安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、授業や課外活動の中で、食の体験を深め、食の世界を広げる取り組みを進めていきます。



また、地域においても、親子で取り組む食の体験活動「わくわく食育体験」や「親子みそ作り教室」、青・壮年期の食育講座「ベジたん料理教室」、夏休みの「はじめてクッキング」などにより、子育て家庭やこども・若者の食育の推進に努めます。

〔主な事業〕

- ◆オーガニック給食の推進（教育政策課・こども育成課）
- ◆子育て家庭やこども・若者への食育の推進（健康づくり課）



主要施策6 こども・若者育成支援の推進

若者の個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自己肯定感を持ち、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができるよう、従前からの教育、福祉、雇用といった分野ごとの取組に「思春期・青年期の若者の育成支援」という視点を加え、分野横断的な取り組みを進めます。

(1) 学業・就業の再チャレンジの支援

「6・3・3・4年の単線型の就学制度と新卒採用を重視する雇用慣行」に対して前向きになれず、不登校や学校中退、ニートの状態にあるこども・若者が、再び、学習や就業等にチャレンジしていけるよう、関係者・関係機関が連携しながら、複合的な課題の把握に努めるとともに、専門職によるカウンセリングやアウトリーチによる家庭教育支援、居場所の提供、就業準備支援など、伴走支援を粘り強く推進します。

〔主な事業〕

- ◆泉大津市教育支援センターの運営（教育相談・家庭教育支援等）（教育支援センター）【再掲】
- ◆適応指導教室「スマイルステーション」・校内適応指導教室の開設（指導課）
- ◆「泉大津市地域就労支援センター」の運営（人権くらしの相談課）【再掲】

(2) ひきこもり防止と居場所づくり

若者のひきこもりは、試験や就職の失敗、対人関係のストレスなどの体験に、本人の気質や発達の状況、家庭の状況などが複合的にからみあって生じると考えられますが、長期間に及ぶと、本人自身にも、周囲の人々や地域社会にとっても社会的損失であるため、「大阪府ひきこもり地域支援センター」、「泉州地域若者サポートステーション」など関係機関と連携しながら、また、市においても多部署が連携し、つながりの回復や社会的役割の獲得にむけた支援を推進していきます。

〔主な事業〕

- ◆生活困窮者自立支援事業による「ひきこもり相談」の実施（福祉政策課）



- ◆重層的支援体制整備事業による「参加支援」・「地域づくり支援」（福祉政策課）
- ◆「泉州地域若者サポートステーション」（NPO法人おおさか若者就労支援機構）の活動支援（人権くらしの相談課）
- ◆泉大津市孤独・孤立対策ポータルサイトの運営（福祉政策課）
- ◆泉大津市こころのLINE相談（福祉政策課）

〔3〕ヤングケアラーへの支援の推進

ヤングケアラーは、一般に、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。

保護者が子どもの権利を侵害しているという意識が希薄であったり、子ども自身も自らをヤングケアラーと認識できず、相談につながりにくかったりするといった課題があります。

このため、各小中学校の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域の民生委員・児童委員などが連携し、対象家庭の状況把握や見守り、生活に対する助言等に努めるとともに、物理的・心理的負担を軽減するため、家事援助など既存の福祉サービスの利用などにつなげていきます。

また、市独自のヤングケアラー支援事業の必要性について、検討を進めていきます。

〔主な事業〕

- ◆ヤングケアラーについての周知・啓発（こども政策課）
- ◆重層的支援体制整備事業（福祉政策課）



基本目標2 すべての子育て家庭を応援します

主要施策7 多様な支援制度・サービスによる子育ての応援

就業や生活スタイルの多様化や、地域のつながりの希薄化などにより、子育てに積極的に取り組む家庭がある一方で、子育てに不安や負担感をもち、地域から孤立しがちな家庭もあります。

子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう、多様な支援制度・サービスの充実に努めます。

(1) 多様な交流機会づくり

子育て家庭が地域で孤立せず、様々な支援をスムーズに受けられるように、親子のふれ合いを促進する事業や子育て家庭同士の交流や情報交換の場づくりなどを推進します。

〔主な事業〕

- ◆地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・おやこ広場）【地】（こども政策課・こども育成課）
- ◆子育てサークルの育成・活動支援（こども政策課）
- ◆親学習の実施（指導課・生涯学習課）

(2) 多様な保育ニーズへの対応

家庭での保育が一時的にできなくなった時のセーフティネットとして、既存の一時預かり保育、緊急一時預かり保育、病児・病後児保育、子育て短期支援事業ファミリー・サポート・センターの提供体制の確保と利用促進を図るとともに、就労要件を問わず、3歳未満児を保育所などで受け入れる「こども誰でも通園制度」を実施し、多様な保育ニーズへの対応強化を図ります。

〔主な事業〕

- ◆こども誰でも通園制度
- ◆一時預かり保育【地】（こども育成課）
- ◆緊急一時預かり保育（こども育成課）
- ◆ファミリー・サポート・センター【地】（こども政策課）



- ◆病児・病後児保育【地】（こども育成課）
- ◆子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）【地】（子育て応援課）

（3）経済的負担の軽減

子育てに関する負担軽減を図るため、児童手当など、国・大阪府等の制度に基づく経済的支援を行うとともに、7か月児訪問ギフト事業（にこにこベビー訪問事業）など、市独自の制度の充実に努めます。

〔主な事業〕

- ◆マタニティ応援プロジェクト（子育て応援課）【再掲】
- ◆7か月児訪問ギフト事業（にこにこベビー訪問事業）（子育て応援課）【再掲】
- ◆児童手当（子育て応援課）
- ◆児童扶養手当（子育て応援課）
- ◆妊婦のための支援給付（子育て応援課）
- ◆国民健康保険の出産育児一時金制度（保険年金課）
- ◆生活困窮者の入院出産費用の助成（助産施設入所制度）（子育て応援課）
- ◆国民健康保険の不妊治療保険給付（保険年金課）
- ◆就学前教育・保育の実費徴収に係る補足給付（こども育成課）
- ◆小中学校の就学援助（指導課）
- ◆特別支援教育就学奨励費助成（指導課）
- ◆こども医療費助成（子育て応援課）
- ◆ひとり親家庭医療費助成（子育て応援課）
- ◆自転車用ヘルメットの購入助成（土木課）
- ◆幼児2人同乗用自転車の購入助成（環境課）



主要施策8 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが抱える課題やニーズは多様化しており、一人ひとりの障がいの特性や、取り巻く環境に応じた個別的な支援が必要です。

障がいや発達上の課題の早期発見・早期療育を図るとともに、「インクルーシブ教育・保育」の理念をふまえた教育・保育の推進、一人ひとりの特性に沿ってライフステージごとに能力を伸ばす福祉サービスの推進に努めます。

とりわけ、医療的ケア児が必要な支援を受けながら在宅生活を継続できるよう、学校園や福祉サービスでの受入体制の確保に努めます。

(※障がい児支援施策の詳細は「泉大津市第5次障がい者計画」に、サービスの見込量などの詳細は「泉大津市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に、学校教育の詳細は「泉大津市教育振興基本計画」に記載しています。)

(1) 療育・発達支援の充実

乳幼児健診や発達相談、保育所・幼稚園・認定こども園での教育・保育などにおいて、発達上の課題がみられる子どもを早期に発見するとともに、困りごとの解決や将来の自立・社会参加にむけた療育・発達支援の利用を促進していきます。

療育・発達支援では、こどもとのより良い関わり方を学ぶ「ペアレントトレーニング」などを通じた親支援を進めるとともに、「わたしノート」等を活用し、保護者と支援機関間、支援機関同士の継続的な関係づくりに努めます。

また、令和5年4月に開設した泉大津市立児童発達支援センターにじっこでは、発達に遅れや支援の必要な子どもとその家族等を対象に、心身の健やかな成長と、日常生活や社会生活を円滑に過ごすことができるよう支援します。また、地域の児童発達支援の中核的な役割として、保育所や幼稚園、児童発達支援事業所など、発達支援を必要とする子どもが通う地域の機関と連携し、支援の充実を図ります。

〔主な事業〕

- ◆発達相談（子育て応援課）
- ◆「わたしノート」（個別の発達支援サポートブック）の発行（子育て応援課・障がい福祉課・指導課）
- ◆泉大津市立児童発達支援センター（子育て応援課）【再掲】



(2) 「インクルーシブ教育・保育」の理念をふまえた教育・保育の推進

障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもたちが同じ場で共に学び、遊ぶ「インクルーシブ教育・保育」の推進にむけて、学校園所の教職員・保育士等の障がい・発達に関する知識・技術の向上と意識の醸成に努めるとともに、個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定・推進、必要な介助員・特別支援員等の配置、施設・設備の障壁の解消に努めます。

〔主な事業〕

- ◆支援教育の推進（個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定・推進、巡回教育相談、就園・就学时発達相談、介助員等の配置）（指導課・こども育成課）
- ◆特別支援教育就学奨励費助成（指導課）【再掲】
- ◆保育所・認定こども園における障がいのあるこどもの受け入れの推進（保育士等の加配、保育所等訪問支援の推進等）（こども育成課）
- ◆市立病院の院内学級の設置（指導課）

(3) 福祉サービスの充実

障がいのあるこどもが健やかに成長できるよう、また、家族の介助負担の軽減が図れるよう、障がい児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、短期入所など、福祉サービスの提供体制の確保・充実に努めます。

〔主な事業〕

- ◆福祉サービスの提供体制の確保・充実（障がい福祉課）



主要施策9 ひとり親家庭支援の推進

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、就労支援、生活支援など、必要な支援をきめ細かく進めます。

(1) 必要な支援につながる相談支援の推進

ひとり親は、ひとり親であることによる悩みを相談しづらいことも多く、ひとり親支援の専門職として市に配置している「母子・父子自立支援員」・「自立支援プログラム策定員」をはじめ、地域の相談者である民生委員・児童委員や母子福祉推進員、母子保健事業や家庭児童相談などで関わる職員が連携して、就業支援、子育てへの支援、生活支援など様々な分野の制度を交えながら、ニーズに応じて必要なサービスにつなげ、継続的にフォローしていきます。

〔主な事業〕

- ◆「母子・父子自立支援員」・「自立支援プログラム策定員」による相談支援の推進（子育て応援課）

(2) 就業支援の推進

ひとり親、特に母子家庭の母は、子育ての負担や就業経験、職業能力の不足などにより、働く意欲がありながら、就労できない方やパート・アルバイト等で働く方も多く、低い賃金水準を余儀なくされており、就職・転職やキャリアアップの支援が重要です。

このため、ハローワークなど関係機関と、子育て応援課、「泉大津市地域就労支援センター」（人権くらしの相談課）など関係部局が連携し、安定した就業につながるよう、就業スキルの向上やライフプランニング形成にむけた支援を推進します。

〔主な事業〕

- ◆ひとり親自立支援プログラム策定事業（子育て応援課）
- ◆自立支援教育訓練給付金の支給（子育て応援課）
- ◆高等職業訓練促進給付金の支給（子育て応援課）



- ◆「泉大津市地域就労支援センター」の運営（就労支援コーディネーターの配置）（人権くらしの相談課）

（3）生活支援の推進

ひとり親家庭等の生活の安定と自立にむけ、児童扶養手当をはじめとする経済的支援制度をわかりやすく説明し、適正な活用につなげるとともに、保育所等の優先利用など、保健福祉サービスによる生活支援の利用を促進していきます。

住宅問題は、離婚直後に直面する大きな課題であり、府営住宅の福祉世帯向け募集や、大阪府あんぜん・あんしん賃貸検索システムの案内等により、住宅確保を支援します。

また、配偶者等からの暴力等さまざまな生活課題を抱える母子を母子生活支援施設へ保護し、安全で安心した生活が送れるよう、継続的なフォロー支援を進めます。

〔主な事業〕

- ◆児童扶養手当（子育て応援課）【再掲】
- ◆ひとり親家庭医療費助成（子育て応援課）【再掲】
- ◆母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（子育て応援課）
- ◆養育支援訪問事業【地】（子育て応援課）【再掲】
- ◆子育て世帯訪問支援事業【地】（子育て応援課）【再掲】
- ◆居住の支援（福祉政策課）
- ◆母子生活支援施設への保護（子育て応援課）



(4) 養育費確保と親子交流支援の推進

養育費の確保と親子交流は、こどもの重要な権利ですが、確実に実施されていない現状があります。

このため、こどもの最善の利益のために、親の責務を果たしていく重要性の社会への啓発に努めるとともに、当事者に対して、離婚前・離婚直後から、養育費や親子交流の取り決めと継続的な履行が確実に行われるよう、専門的な相談、伴走支援を進めます。

〔主な事業〕

- ◆法律相談等の実施（人権くらしの相談課）
- ◆養育費の履行確保等支援事業（公正証書等の作成や手続きに係る支援、養育費保証契約の締結支援等）（子育て応援課）



主要施策 10 こどもの貧困対策の推進

わが国では、「貧困線」（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない「相対的貧困世帯」の17歳以下のこどもが1割以上にのぼります。

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした「貧困の連鎖」を断ち切るため、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、地域全体で解決するため、状況把握と相談支援の推進、孤立防止、生活支援など総合的な取り組みを推進します。

(1) 状況把握と相談支援の推進

子育て世帯に限らない市民全体における生活困窮者の状況把握と相談支援は、福祉政策課・市社会福祉協議会を窓口に、生活困窮者自立支援制度に基づいて行っています。

子育て世帯の生活困窮の状況

は、学校園所の教職員・保育士やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、地域子育て支援センター・おやこ広場・仲よし学級・児童発達支援センター等の支援者、そのほか、地域の相談者である民生委員・児童委員、母子福祉推進員などが把握しているケースが多く、関係者間でのケースワークを進めて福祉ニーズを把握し、必要な支援につなげていきます。

〔主な事業〕

- ◆生活困窮者自立支援事業による「自立相談支援事業」（福祉政策課）
- ◆こどもの貧困に関する相談支援の推進(子どもの貧困対策担当者会議等)(こども政策課・指導課等)

(2) こどもの居場所づくり

放課後や休日の地域での居場所は、生活困窮家庭のこどもたちが、生活習慣、学習習慣、人や社会と関わる力、自己肯定感など、生きる力を身につけるために重要です。

ボランティアによって食事提供や学習支援などを行う「こども食堂」の一層の普及を図るとともに、飲食店が利用客からの寄附によりこどもたちに食事を提供



する、地域ぐるみでこどもの一食を日常的に支えるフードリボンプロジェクトを推進していきます。

また、小学生の「学びっ子支援ルーム」、中高生の「子どもの学習支援事業」といった学習支援事業を推進し、居場所での友人や地域住民とのつながりを通して、こどもの貧困問題の解消をめざしていきます。

〔主な事業〕

- ◆こどもの居場所づくり事業（こども食堂の運営支援）（こども政策課）【再掲】
- ◆フードリボンプロジェクトの普及啓発（こども政策課）
- ◆学びっ子支援ルームの運営（教育支援センター）【再掲】
- ◆生活困窮者自立支援事業による「子どもの学習支援事業」（中高生）（福祉政策課）

（3）就業や生活への支援の推進

生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活にむけて、各種制度による経済的な支援や、就業スキルの向上やライフプランニング形成にむけた支援、家事等の支援などを行い、こどもの貧困の負の連鎖の解消を図っていきます。

〔主な事業〕

- ◆生活保護制度（生活福祉課）
- ◆児童扶養手当（子育て応援課）【再掲】
- ◆小中学校の就学援助（指導課）【再掲】
- ◆生活困窮者自立支援事業による「住居確保給付金」（福祉政策課）
- ◆生活困窮者自立支援事業による「就労準備支援事業」・「一時生活支援事業」・「家計改善支援事業」（福祉政策課）
- ◆「泉大津市地域就労支援センター」の運営（人権くらしの相談課）
- ◆子育て世帯訪問支援事業【地】（子育て応援課）【再掲】



主要施策 11 日本語のサポートが必要な子どもと家庭への支援

在住外国人や外国にルーツを持つ日本人の子育て家庭では、日本語がわからないために、学校や就学前施設での生活などに困難を来たすケースも少なくありません。国際化の中で、在住者の母国語が多言語化する一方で、翻訳アプリ、「やさしい日本語」など、多言語コミュニケーションを図る技術の活用も進んでいます。

行政サービスの提供や教育・保育などの場面で、すべての機会に通訳者を配置することは不可能ですが、市内にある日本語教育学校など関係機関やボランティア等の協力も得ながら、日本語のサポートが必要な子どもと家庭への支援を強化していきます。

(1) 情報提供や相談、行政手続の場面での配慮

日本語がわからない子どもや子育て家庭に適切な情報提供を図るため、外国語版や「やさしい日本語」版の情報媒体の作成や、ふりがな、英語の補記などに努めます。

また、相談や行政手続の場面では、ボランティア等の協力を得て、可能な限り、通訳の同席に努めるほか、翻訳アプリや絵カードなどの活用を図ります。

〔主な事業〕

- ◆外国語版母子手帳（子育て応援課）

(2) 教育・保育における配慮

学校園所においては、日本語指導が必要な児童・生徒に対し、個別の指導計画を策定し、語学指導者を配置して、渡日1年未満の児童・生徒が「サバイバル日本語」（挨拶や具体的な場面で使う日本語）を獲得できるよう、渡日2年以上の児童・生徒が生活言語・学習言語を定着できるよう、日本語指導を進めます。

また、文化や宗教、価値観の違いの相互理解を進め、必要な対応・支援を行う多文化共生の教育・保育を推進します。

〔主な事業〕

- ◆学校における日本語指導事業（指導課）



基本目標3 安心して子育てができる環境をつくります

主要施策12 子育てしやすいまちづくり

子育ての負担・不安を軽減し、安心して子育てができるよう、様々な媒体を活用しながら、子育てに関するわかりやすい情報提供に努めます。

また、子ども会活動やスポーツ少年団の育成などを通じて、こどもたちが多様な経験を積む機会を提供し、地域の大人がこどもや若者の健全な成長を応援していくとともに、地域全体で連携し、すべてのこどもと若者が安心して成長できる環境づくりを推進します。

さらに、家庭内での育児負担が分散され、より健全な家庭環境を築くことができるよう、子育て講座による男性の育児参加の啓発など様々な取り組みを通じて、男女が共に子育てに取り組む意識の醸成を図ります

(1) わかりやすい情報提供の推進

SNS や専用アプリを活用して、子育て家庭が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するよう努めます。

〔主な事業〕

- ◆子育てガイドブックの発行（こども政策課）
- ◆いずみおおつ子育て応援アプリの運用（こども政策課）
- ◆子育てイベント予約アプリ“ジモイク”の運用（こども政策課）
- ◆SNS を活用した情報発信（こども政策課ほか）

(2) こども・若者の成長を支える地域環境づくり

本市には、青少年の健全育成、非行防止に関わる活動や、体験活動・スポーツ活動などを通じて青少年の心身の育成を図る活動があります。いずれも、自治会などの地域コミュニティに根ざした活動を続けており、こども・若者の成長を地域で支えるこうした活動の振興を図っていきます。

〔主な事業〕

- ◆「泉大津市こどもサポートセンター」の運営（巡回補導やパトロール、保護者への相談活動等）（教育支援センター・指導課）
- ◆子ども会活動の支援（スポーツ青少年課）



◆スポーツ少年団の育成（スポーツ青少年課）

〔3〕男女共同参画による子育ての推進

男性と女性がともに育児に関わることは、こどもにとってより安心して安定した家庭環境につながります。

男女がともに担う子育てを促進し、「仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、「男性の育児休業の取得促進」、「女性の活躍推進」など、市内の民間事業所や公共団体における働き方改革の推進を働きかけるとともに、学校園や生涯学習の場で男女平等教育、男女共同参画についての学習を進めていきます。

（男女共同参画施策の詳細は、「第3次泉大津市男女共同参画推進計画」に記載しています。）

〔主な事業〕

- ◆事業所等への男女共同参画の啓発（人権くらしの相談課）
- ◆男女平等教育の推進（こども育成課・指導課）
- ◆「にんじんサロン」の運営（人権くらしの相談課）
- ◆男性の育児参加に関する講座の開催（こども政策課）



主要施策 13 子育てにやさしい生活環境づくり

こどもたちが元気に屋外遊びを行い、親子連れで安全に外出できるよう、公園など、公共空間の魅力づくりや危険回避措置の実施に努めます。

また、こどもや子育て家庭が事件や事故に巻き込まれず、大規模災害等が起こっても生命・身体・財産を守れるよう、防犯・交通安全の推進、危機管理対策の推進を図ります。

(1) 子育てにやさしい住環境づくり

公園は、四季折々の緑や花を眺めながら、親子連れやこども同士で体を動かしたり、ゆったり過ごすしたりすることができる重要な場所です。遊具など施設・設備の安全確保に努めます。

また、既存の公共公益施設等において、「赤ちゃんの駅」登録制度の普及を図るとともに、街路事業などでの歩道の整備などにより、乳児の保護者が外出しやすい環境づくりを進めます。

(公園整備の詳細は、「泉大津市緑の基本計画『ともいき泉大津』」、「泉大津市公園整備マスタープラン」、「泉大津市都市公園施設長寿命化計画」に記載しています。)

〔主な事業〕

- ◆公園の再編・整備の推進（都市づくり政策課）
- ◆「赤ちゃんの駅」登録制度の推進（こども政策課）

(2) 防犯・交通安全の推進

防犯委員や警察、各種地域団体の協力を得ながら、登下校時の見守り活動や防犯パトロールなどの啓発活動を進めるとともに、防犯灯や防犯カメラ等の設置を促進し、地域防犯力の向上に努めます。

また、一人ひとりが交通ルールを守り、安全な交通行動を実践する地域づくりをめざし、交通安全協会や警察、地域交通安全推進委員などの協力を得ながら、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校での交通安全教室や、自転車通学者交通マナー啓発運動など、交通安全教育・啓発活動を進めます。

〔主な事業〕



- ◆防犯委員の活動の推進（市民協働推進課）
- ◆安全・安心なまちづくり連携活動の推進（市民協働推進課）
- ◆交通安全教育・啓発活動の推進（土木課）

〔3〕危機管理対策の推進

学校園所やこども・子育て家庭が利用する公共施設・福祉サービス事業所等において、南海トラフ巨大地震や集中豪雨等による風水害など大規模災害を想定した避難計画の随時更新、避難訓練・防災教育の推進に努めるとともに、備蓄・通信環境の改善など、必要な対策の実施を促進していきます。

また、在宅の障がい児など、災害時要配慮者・避難行動要支援者に対して、関係機関の協力のもと、個別避難計画の策定と、命を守る対策を進めるとともに、妊産婦・乳幼児など要配慮者の避難所での受け入れ環境の強化を図ります。

（※危機管理対策の詳細は、「泉大津市地域防災計画」など各分野別計画に記載しています。）

〔主な事業〕

- ◆避難訓練・防災教育の推進（危機管理課）
- ◆個別避難計画の策定の推進（危機管理課）
- ◆妊産婦ホテル避難制度など災害時要配慮者支援の推進（危機管理課）



第5章 子ども・子育て支援の目標値

子ども・子育て支援法では、計画期間の各年度における「教育・保育施設の利用量」（幼稚園・認定こども園・保育所等の利用者数）の見込み（需要量）と、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（需要量）、それらに対する確保方策（供給量の見込み）について、「教育・保育提供区域」ごとに、子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

サービス利用実績やニーズ調査結果、人口推計を勘案して、以下のとおり、量の見込みと確保方策を設定します。

「提供区域」は、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域である必要があり、市町村が個別に設定しますが、本市では第1期は中学校区単位（3区域）、第2期は全市と設定しており、第3期は第2期を踏襲し、全市とします。

1. 就学前教育・保育施設の利用量の見込みと確保方策

就学前教育・保育施設の利用にあたっては、「保育の必要性の認定」を受けます。「保育の必要性の認定」には、0～2歳の3号認定、保育の必要性のある3～5歳の2号認定、保育の必要性がない3～5歳の1号認定があります。

保育の必要性の認定の区分

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園 ・地域型保育事業



(1) 3号認定（0～2歳）

3号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。なお、各年の実績値の基準日は、幼稚園は学校基本調査を使用していることから5月1日で、その他は4月1日です。

0歳児の3号認定による利用の見込みと確保方策

(単位：人／月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	94	92	90	87	85	93	93	92	92	91
第2期実績と 第3期確保方策	90	87	99	84	92	134	141	141	141	141

1～2歳児の3号認定による利用の見込みと確保方策

(単位：人／月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	512	501	511	500	487	542	551	494	534	476
第2期実績と 第3期確保方策	506	496	480	528	556	570	598	598	598	598

1～2歳児の内訳

(単位：人／月)

			第3期				
			R7	R8	R9	R10	R11
1歳児	量の見込み		250	251	248	268	239
	第2期実績と 第3期確保方策	保育所・ 認定こども園	238	251	251	251	251
		地域型保育事業	18	18	18	18	18
2歳児	量の見込み		292	300	246	266	237
	第2期実績と 第3期確保方策	保育所・ 認定こども園	294	309	309	309	309
		地域型保育事業	20	20	20	20	20



(2) 2号認定（3～5歳の保育所・認定こども園保育所部利用）

2号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

2号認定による利用の見込みと確保方策

（単位：人／月）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	886	871	828	811	793	911	869	876	865	884
第2期実績と 第3期確保方策	879	902	900	878	893	916	1,033	1,033	1,033	1,033

(3) 1号認定（3～5歳の幼稚園・認定こども園幼稚園部利用）

1号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

1号認定による利用の見込みと確保方策

（単位：人／月）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	590	556	525	495	467	656	626	631	623	636
第2期実績と 第3期確保方策	654	670	627	640	643	1,164	1,203	1,203	1,203	1,203

(4) 広域利用による提供

市外施設の利用分は、以下のとおりです。（1）～（3）に記載した確保方策の内数です。

市外施設の利用分

（単位：人／月）

	実績値（令和5年度）				見込み量（第3期計画期間）			
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計
市内⇒市外	76	41	33	150	76	41	33	150



2. 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、「地域子ども・子育て支援事業」についても、量の見込みと確保方策を子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

「地域子ども・子育て支援事業」は、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業で、下記の表の(1)～(16)のメニューがあります。

なお、(14)～(16)は、令和6年4月から児童福祉法改正に伴い創設された「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、(17)は、令和7年4月から子ども・子育て支援法改正に伴い創設される制度で、「地域子ども・子育て支援事業」ではなく、就学前教育・保育施設の利用にあたっての(義務的)給付サービスですが、本計画では、「地域子ども・子育て支援事業」等として一連の流れの中で掲載します。

各年の実績値の基準日は、年度末時点(放課後児童健全育成事業は4月末時点)で、令和6年度は見込値です。

地域子ども・子育て支援事業等のメニューの一覧

(1) 利用者支援事業
(2) 地域子育て支援拠点事業
(3) 妊婦健康診査
(4) 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)事業
(5) 養育支援訪問事業
(6) 子育て短期支援事業
(7) ファミリー・サポート・センター事業
(8) 一時預かり事業
(9) 延長保育事業
(10) 病児・病後児保育事業
(11) 放課後児童健全育成事業(仲よし学級)
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(14) 子育て世帯訪問支援事業(新)
(15) 児童育成支援拠点事業(新)
(16) 親子関係形成支援事業(新)
(17) こども誰でも通園制度(新)



(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業」は、こどもやその保護者、または妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。基本型・特定型、こども家庭センター型（令和5年度まで母子保健型）、地域子育て相談機関型があります。

「利用者支援事業」は、箇所数のみ計画に位置づけることとされており、確保方策のみ定めます。

「利用者支援事業」の第2期実績と第3期確保方策

(単位：箇所)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本型・特定型	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
こども家庭センター型 (令和5年度まで母子保健型)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関型						0	0	0	0	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業」(地域子育て支援センター・おやこ広場)は、主に未就園の0歳～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で交流したり、育児についての相談や情報提供、子育て講座を実施したりする事業です。泉大津市では、地域子育て支援センター(たんぽぽ)を含め市内7か所で「おやこ広場」として実施しています。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「地域子育て支援拠点事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人回/年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	57,565	56,318	56,664	55,279	53,893	34,495	35,245	35,356	35,201	35,047
第2期実績と 第3期確保方策	17,688	19,229	26,795	34,870	34,700	34,495	35,245	35,356	35,201	35,047



(3) 妊婦健康診査

「妊婦健康診査」は、医療機関における妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。市で母子健康手帳の交付時に受診券(14回分)を配布して助成を行っています。

対象人数と健診回数に関する量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「妊婦健康診査の対象人数」の量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	568	556	544	528	515	535	533	530	528	526
第2期実績と 第3期確保方策	585	522	573	521	515	535	533	530	528	526

「妊婦健康診査の健診回数」の量の見込みと確保方策

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	6,816	6,672	6,528	6,336	6,180	6,420	6,396	6,360	6,336	6,312
第2期実績と 第3期確保方策	6,577	6,737	6,384	6,133	6,180	6,420	6,396	6,360	6,336	6,312



(4) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業

「乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業」は、生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。すべての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

「乳児家庭全戸訪問事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	568	556	544	528	515	535	533	530	528	526
第2期実績と 第3期確保方策	542	544	466	546	515	535	533	530	528	526

(5) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業」は、児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を家庭訪問支援員が訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「養育支援訪問事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	74	72	71	69	67	96	96	95	95	95
第2期実績と 第3期確保方策	83	101	90	110	67	96	96	95	95	95



(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

「ショートステイ」は、病気や看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで一時的にこどもの養育が困難となった場合、児童福祉施設（乳児院など）でこどもを預かる事業です。本市では、6施設（市内3、市外3）に事業を委託して実施しています。

また、「トワイライトステイ」は、保護者が仕事などにより平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設などにおいて保護し、生活指導、夕食、入浴の世話などを行う事業です。本市では、市外の1施設に事業を委託して実施しています。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「子育て短期支援事業」の量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	30	30	29	28	28	25	24	24	24	24
第2期実績と 第3期確保方策	0	3	0	22	22	25	24	24	24	24

[参考]

	第1期				
	H27	H28	H29	H30	R元
第1期実績	12	9	0	4	9



(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児分）

「ファミリー・サポート・センター」は、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）からなる地域での子育てを相互援助する会員組織です。生後3ヶ月から小学6年生までのこどもがいる依頼会員を対象に、提供会員がサービスを行います。

就学児分の量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「ファミリー・サポート・センター事業（小学1～3年生分）」の量の見込みと確保方策

（単位：人回／年）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	448	439	432	429	422	59	48	46	47	45
第2期実績と 第3期確保方策	60	5	54	54	55	59	48	46	47	45

〔参考〕

	第1期				
	H27	H28	H29	H30	R元
第1期実績	97	448	355	201	232

「ファミリー・サポート・センター事業（小学4～6年生分）」の量の見込みと確保方策

（単位：人回／年）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	57	57	57	57	57	38	38	39	37	37
第2期実績と 第3期確保方策	50	23	12	0	20	38	38	39	37	37

〔参考〕

	第1期				
	H27	H28	H29	H30	R元
第1期実績	0	15	57	0	31



(8) 一時預かり事業

「一時預かり事業」は、家庭で日中保育することが一時的に困難となった就学前児童について、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。幼稚園・認定こども園幼稚園部の通常就園時間後の「預かり保育」や保育所・認定こども園保育園部の「一時保育」があります。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「幼稚園・認定こども園幼稚園部の預かり保育」の量の見込みと確保方策

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	22,143	21,775	20,697	20,264	19,817	16,751	15,936	16,068	15,859	16,222
第2期実績と 第3期確保方策	13,221	14,857	12,211	18,269	17,000	16,751	15,936	16,068	15,859	16,222

「保育所・認定こども園保育園部の一時保育」の量の見込みと確保方策

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	2,325	2,279	2,239	2,187	2,135	1,995	2,031	2,037	2,029	2,022
第2期実績と 第3期確保方策	892	1,288	1,435	1,713	1,900	1,995	2,031	2,037	2,029	2,022



(9) 延長保育事業

「延長保育事業」は、2号・3号認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「延長保育事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	468	459	449	439	429	650	642	645	640	645
第2期実績と 第3期確保方策	618	324	692	663	650	650	642	645	640	645

(10) 病児・病後児保育事業

「病児・病後児保育事業」は、こどもが病気にかかり、保護者も仕事などでこどもを看られない時に、小児科部門を持つ医療機関との連携を図った保育所などで、病気のこどもを一時的に保育する事業です。本市では、南海かもめ認定こども園、えびす認定こども園、条東こども園で「病後児保育」を実施しており、当面症状の急変は認められないものの、病気の回復期に至っていない段階の「病児保育」は令和6年6月から実施しています。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「病児・病後児保育事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1,113	1,092	1,068	1,043	1,019	1,090	1,076	1,082	1,073	1,082
第2期実績と 第3期確保方策	859	915	930	1,112	1,100	1,090	1,076	1,082	1,073	1,082



(11) 放課後児童健全育成事業（仲よし学級）

「放課後児童健全育成事業」は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供する事業で、学童クラブ、留守家庭児童会などと呼ばれます。本市では、「仲よし学級」と呼んでいます。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「放課後児童健全育成事業」（低学年）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	540	651	641	659	693	739	789	842	860	860
第2期実績と 第3期確保方策	688	665	661	669	810	860	860	860	860	860

「放課後児童健全育成事業」（高学年）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	115	146	107	113	119	122	126	129	132	136
第2期実績と 第3期確保方策	191	164	123	115	140	140	140	140	140	140

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭のこどもに対し、幼稚園や保育所、認定こども園などにおいて保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費などの費用の一部を補助する事業です。

泉大津市では、現在のところ計画期間中に検討を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要なこどもの受入体制構築の支援を行う事業です。



泉大津市では、集団保育をする上で加配が必要とされる児童のうち、市が認めた児童の保育に要する経費を補助する事業を行っており、今後も継続していく予定です。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新）

「子育て世帯訪問支援事業」は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

※量の見込みと確保方策は、国の指針が出されたのちに掲載します。

(15) 児童育成支援拠点事業（新）

「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題にに応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。市町村が実施主体となり（委託可）、定員 20 人を基本に、管理者又は支援員のうち 1 人以上が常勤といった要件がある専門サービスです。

※量の見込みと確保方策は、国の指針が出されたのちに掲載します。

(16) 親子関係形成支援事業（新）

「親子関係形成支援事業」は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

※量の見込みと確保方策は、国の指針が出されたのちに掲載します。



(17) こども誰でも通園制度（新）

「こども誰でも通園制度」は、0～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和7年度から試行実施し、令和8年度から本格実施されます。

※量の見込みと確保方策は、国の指針が出されたのちに掲載します。



第6章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育てに係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. 庁内体制の整備

子ども・子育てに関わる関係部局が連携・協力して、横断的な取り組みを積極的に進めます。

3. 地域における取り組みや活動の連携

保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPOやボランティア団体などの子育て支援団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。

また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

4. PDCAサイクルによる検証

PDCA サイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取り組み状況进行评估することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげることにします。

PDCAサイクルによる計画の評価と改善

